

KIER DISCUSSION PAPER SERIES

KYOTO INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH

Discussion Paper No. 1012

“地方財政の長期シミュレーション”

上田淳二 古財篤 佐藤栄一郎

2010年9月



KYOTO UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

地方財政の長期シミュレーション¹

上田 淳二²

古財 篤

佐藤栄一郎

要旨

本稿では、人口の高齢化に伴う地方財政全体への影響を考えるため、人口構造の変化に連動する支出項目である医療、介護、年金、児童手当・子ども手当、生活保護について、少子高齢化の影響を具体的に反映した地方歳出の推計を行い、現行の地方財政対策の考え方を参考にしつつ、一定の仮定に基づいて地方交付税や地方債の金額を算出し、地方普通会計及びSNA ベースの地方政府の収支を計算するモデルを構築した上で、シミュレーションを実施した。

その結果、人口高齢化によって後期高齢者医療制度・介護保険に関する費用が増加することに伴い、それらに関する地方負担額についても増加が見込まれるが、地方財政の支出全体の中で、これらの費用の割合は大きなものではないため、2030年頃までの間に、現行制度の下で、人口構造の変化による収支悪化を原因として債務残高GDP比の急増が生じる可能性は低いことが示される。

また、歳出抑制シナリオのシミュレーション結果によれば、地方財政においては、人件費及び投資的経費の占める割合が非常に大きいため、子どもの数の減少を反映した教育費人件費の削減、その他人件費における効率化の反映、投資的経費の抑制を行うことによる収支改善効果が人口高齢化に伴う負担額の増加に見合う規模となり得ること、財源超過が生じる場合に、追加的な歳出等に用いるのではなく全体としての地方の債務増加の抑制に用いることが地方財政全体の収支改善にとって重要であることが示される。

¹ 本稿は、「財政経済の将来展望のためのマクロ計量モデルの高度化・拡張に関する共同研究」（平成22年度）における現時点の研究成果に基づくものである。

² 上田淳二（京都大学経済研究所准教授）、古財篤（財務省財務総合政策研究所研究官）、佐藤栄一郎（財務省財務総合政策研究所主任研究官）。なお、本稿の内容は、筆者の所属する組織の見解を示すものではない。

地方財政の長期シミュレーション¹

上田 淳二²
古財 篤
佐藤栄一郎

第1節 はじめに

本稿では、人口の高齢化に伴う財政への影響を考えるため、地方財政全体の収支の長期的な姿を見通すためのモデルを構築し、一定の前提の下でのシミュレーションを実施する。

具体的には、地方財政の支出の中で、人口構造の変化に連動する支出項目を特定した上で、一定の前提の下で、少子高齢化の進展による将来の支出額を推計し、一定の仮定に基づき地方交付税・地方債等の金額を算出した上で、地方普通会計の収入・支出額、SNA ベースの地方政府の収支の将来の姿等を検討する。人口構造の変化によって影響を受ける具体的な支出項目としては、年金、医療、介護に関する地方負担（公費負担）と、生活保護費、児童手当・子ども手当、教育費を想定する。

高齢者の増加は、財政支出の増加圧力となるが、地方財政における支出の中には、教育費や児童手当・子ども手当のように、子どもの数が減少することによって、（現行の一人当たり支出レベルを変化させないとの前提の下で）支出の減少が見込まれる項目も含まれる。したがって、地方財政の支出全体で見れば、人口構造の変化によって、支出が一方向的に増加するわけではない。地方財政対策において計算される足下の「財源不足」の金額を見るだけでなく、構造的な収支水準や、人口構造の変化による財政面でのインパクトを可能な限り正確に反映した定量的なシミュレーションに基づき、今後の財政運営のあり方の検討材料を提供することが本稿の目的である。

第2節 地方財政に関するシミュレーションの先行研究

地方財政に関して、将来へのシミュレーションを実施するためには、年金・医療・介護や、教育・子どもに対する給付等に関して、人口構造の変化によるそれらの支出への影響を定量的に把握した上で、費用負担に関する制度に基づき、地方公共団体の一般財源による負担額の変化を計算する必要がある。

地方財政に関する将来へのシミュレーションの例として、原田・取越（2006）では、2005

¹ 本稿は、「財政経済の将来展望のためのマクロ計量モデルの高度化・拡張に関する共同研究」（平成22年度）における現時点の研究成果に基づくものである。

² 上田淳二（京都大学経済研究所准教授）、古財篤（財務省財務総合政策研究所研究官）、佐藤栄一郎（財務省財務総合政策研究所主任研究官）。なお、本稿の内容は、筆者の所属する組織の見解を示すものではない。

年度の地方財政計画を出発点として、計画の歳出額・歳入額を一定の前提で将来に延伸し、その収支差額としての地方債の増減額の見通しが示されている。そこでは、将来にわたり、穏当な歳出削減努力を継続することによって財政健全化が可能であるとの見方が示されている³が、人口構造の変化に伴う歳出の変化は特に考慮されていない。

地方財政における社会保障関係支出の将来見通しについては、2008年12月に、経済財政諮問会議において、総務大臣から「社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計」（2015年度までの将来推計）の資料が提示されているが、同資料においては、社会保障関係費の地方負担等の範囲や定義、具体的な社会保障に関する支出の将来推計の前提や手法等が示されておらず⁴、人口構造の変化をどのように反映した推計が行われているかが明らかではない。

人口構造の変化を反映した社会保障支出の推計に基づく地方財政のシミュレーションについて、近年のものでは、内閣府が「経済財政モデル」（直近版は2010年8月に公表された2010年版（内閣府（2010）））を用いて実施している経済・財政のシミュレーションがほぼ唯一のものと考えられ、直近のシミュレーション結果は、2010年6月に公表された「経済財政の中長期試算」で示されている。同モデルでは、医療・介護等の社会保障給付について、人口の高齢化による影響を踏まえた将来推計を行った上で、地方財政の支出額の一部をその推計結果に連動させるとともに、地方交付税等の金額を算定し、SNAベースの地方政府の財政収支や地方債残高の将来見通しが示されている。

以下では、まず、経済財政モデル（内閣府（2010））の方程式体系を分析し、人口高齢化の影響等について、同モデルにおいて、どの程度まで反映する仕組みとされているかを検証する⁵。

① 医療・介護・年金・社会扶助給付・児童手当に関する将来推計

経済財政モデルでは、医療について、入院・入院外・歯科のそれぞれの2007年度の五歳刻みの一人当たり医療費（0～70歳を十四に区分した上で、75歳以上は一括して一区分とする）を、将来に向けて一定の考え方で延伸した上で、将来の五歳刻みの人口を乗じた和によって、総医療費が計算されている。一人当たり医療費の延伸方法については、0～14歳、15～44歳、45～64歳、65～69歳、70歳以上の五つの段階で、所得・物価等に連動する推計式が推計されている。その上で、総医療費が、高齢者医療、被用者保険、地域保険の保険給付費と自己負担に区分され、高齢者医療（後期高齢者医療制度）と地域保険（国民健康保険）への地方負担額がそれぞれ計算されている。

介護については、在宅サービス、在宅介護支援、地域密着型サービス、老人福祉施設、老

³ 同試算は、地方交付税についても税収と同様に名目成長率に連動することを想定し、収支差額のみで地方債の残高が増減することを仮定した簡易なシミュレーションである。

⁴ 「社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計」の内容については、補論1を参照。

⁵ 同モデルは、一般均衡モデルであり、経済成長率と財政収支等が、一定の生産性上昇率や財政運営スタンスの前提の下で、同時に決定される仕組みとなっている。

人保健施設、療養施設の六種類のサービスについて、65～74歳、75歳以上の二つの年齢区分で、受給者数と一人当たり費用を乗じた和によって総介護費用が計算されている。受給者数は、将来の人口と、要支援・要介護認定者比率、認定者数に対する受給者比率の積によって計算され、一人当たり費用は、物価・賃金に連動すると仮定した介護報酬改定率に連動することとされている。その上で、総介護費用の一定割合として、地方負担額が計算されている。

年金については、モデルの中で、基礎年金の将来の給付総額が、所得・物価等から推計した一人当たりの給付費と、将来の人口を踏まえて推計した受給者数の積によって計算され、さらに被保険者数割合を用いて、共済年金の基礎年金拠出金の地方負担額が計算されている。また、共済年金の給付総額は、厚生年金の将来の給付総額に連動するとされた上で、保険料収入（雇主負担を含む）が、地方普通会計の人件費から、基礎年金拠出金の地方負担額及び追加費用等（外生変数）を除いた金額に対して、保険料率を乗じることによって推計されている。

但し、年金に関する地方財政の負担額（共済年金の基礎年金拠出金地方負担額、追加費用、雇主負担）は、地方普通会計の人件費総額の内数とされているが、後述するように、経済財政モデルでは人件費総額が人口構造の変化を反映することとはされていないため、年金の将来推計の結果が、地方財政の将来の収支に関するシミュレーション結果に影響を与える形にはなっていない。

社会扶助給付（生活保護等）については、家計の実質可処分所得の伸び率に逆相関するとともに、60歳以上の高齢者人口の伸び率に応じて増加するとの考え方に基づき、1991～2007年の間のデータを用いたパラメータの推計が行われている。

児童手当・子ども手当については、3歳未満、3～6歳、7～9歳、10～12歳のそれぞれの人口に対して、一定の比率を乗じることによって、児童手当国庫負担金が計算された上で、さらに一定の比率を乗じて、児童手当・子ども手当の給付額が計算されている。

② 地方普通会計の歳出額の将来推計

経済財政モデルでは、地方普通会計の歳出額について、「人件費」、「社会保障関係費」、「投資的経費」、「公債費」、「物件費等」、「出資金等」、「積立金」の七項目を、それぞれ以下の考え方に基づいて将来に延伸することとされている。

「人件費」は、その総額を、2011年度以降、消費者物価上昇率で延伸することとされており、人口構造の変化による影響を明示的に反映することとはされていない。

「社会保障関係費」は、「社会扶助関係費」、「国保特会関係費」、「老人医療特会関係費」、「介護保険特会関係費」、「社会保障関係施設運営費」の五つの項目の合計とされている。このうち、社会扶助関係費は、補助事業費と単独事業費の合計であり、補助事業費については、国の「その他社会保障関係費」（社会扶助給付の伸び率で延伸されている）の一定比率と、「子

ども手当（児童手当）国庫負担金」の一定比率の和として計算され、単独事業費は、社会扶助給付の伸び率で延伸することとされている。

国保特会関係費、老人医療特会関係費、介護保険特会関係費は、それぞれ、医療・介護の将来推計で得られた地方負担額の伸び率で延伸することとされている。社会保障関係施設運営費は、どのような範囲の支出を指すものであるかを同モデルの方程式リストから推測することができないが、モデルの中では、2011 年度以降、消費者物価上昇率で延伸することとされており、人件費・物件費等と同様に、人口動態の影響を明示的に反映することとはされていない。

「投資的経費」、「物件費等」、「出資金等」については、2011 年度以降、消費者物価上昇率で延伸することとされており、「積立金」は外生変数とされている。したがって、モデルの中で、地方財政の将来見通しを行う上で、人口構造の変化の影響が考慮されているのは、医療、介護、高齢化による生活保護給付等への影響、子どもの数の減少に応じた子ども手当（児童手当）への影響の四つの要素である。

なお、「公債費」については、既発行の地方債分に係る利払費と元本償還費を外生変数として与えた上で、将来のシミュレーション期間中に新規に発行される地方債について、全て 3 年据置きの 20 年元利均等償還を仮定して、将来の利払費と元本償還費を計算することとされている。

③ 地方普通会計の歳入額の将来推計

経済財政モデルでは、地方普通会計の収入額について、「地方税収」、「地方譲与税」、「地方法人特別譲与税」、「地方特例交付金・特別交付金」、「国庫支出金」、「財産運用収入」、「積立金取り崩し」、「その他歳入」、「地方債」、「繰越金」、「地方交付税」の十一項目の合計額として計算されている。

「地方税収」については、住民税、事業税、固定資産税、地方消費税、その他地方税収のそれぞれについて、課税ベースと税収の関係に基づいて、モデルの中で将来の金額が算出されている。また、「地方譲与税」は国税のその他間接税の伸び率に連動し、「地方法人特別譲与税」は事業税の伸び率に連動し、「地方特例交付金・特別交付金」は外生変数として与えられている。

「国庫支出金」は、義務教育費国庫負担金、扶助費関係負担金、公共事業等関係負担金、その他（地方道路整備臨時交付金、その他一般歳出のうちその他経費の地方政府補助金、子ども手当（児童手当）国庫負担金、その他の社会保障関係費（国）の一定割合、その他補助金）の合計として計算され、それぞれ、国の一般会計の歳出額に連動する仕組みとなっている。

「財産運用収入」は、前年度末の積立金残高にその時点の金利を乗じて算出することとされ、「その他歳入」は、名目 GDP 成長率に連動し、「繰越金」は外生変数とされている。「積

立金取り崩し」は、外生変数として与えられた金額に対して、地方普通会計の歳入と歳出の総額の差分を加減して決定することとされており、それによって、最終的な地方歳入総額と歳出総額が一致する仕組みとなっている。但し、後述のように、歳入総額と歳出総額の調整の大部分は、地方交付税と地方債の歳入額の調整によって行われているものと考えられる。

④ 地方債と地方交付税の歳入額の将来推計

経済財政モデルでは、毎年度の地方普通会計における地方債発行額は、地方財政計画における地方債計上額の一定割合とされ、地方財政計画における地方債計上額が、地方財政対策の考え方に沿って、二段階で計算される仕組みとなっている。

まず、第一段階で、臨時財政対策債（特例加算分）以外の地方債発行額が、投資的経費（単独分・補助分）に対する一定比率分（財源対策債を含む）と、調整債、公営企業債、特別転貸債（いずれも外生変数）、過去に発行した臨時財政対策債の元利償還額等に相当する臨時財政対策債発行額の和として算出される。

その上で、この第一段階の地方債計上額と地方交付税の法定率分の収入額に基づいて計算される地方財政計画の収支差額と、地方交付税特別会計における収支差額を用いて、地方財政の折半対象財源不足額が計算され、その二分の一の金額が、地方交付税の特例加算分と、臨時財政対策債の特例加算分の金額とされている。

⑤ 地方財政計画の収支差額の将来推計

地方財政計画の収支差額は、七項目の計画ベース歳出（「給与関係費」、「社会保障関係費」、「投資的経費」、「公債費」、「水準超経費」、「その他歳出」、「地方再生対策費等」）と、地方交付税及び地方債を除く六項目の計画ベース歳入（「税收総額」、「地方譲与税」、「地方法人特別譲与税」、「地方特例交付金等」、「国庫支出金」、「その他歳入」）、それに第一段階地方債計上額、地方交付税の法定率分から計算され、財源が確保されるべき歳出の規模と、将来見込まれる財源の規模の差額が示される。

計画ベースの「給与関係費」、「投資的経費」、「公債費」、「その他歳出」は、地方普通会計の「人件費」、「投資的経費」、「公債費」、「物件費等＋出資金等」の伸び率に連動して延伸され、「地方再生対策費等」は外生変数とされている。

計画ベースの「社会保障関係費」は、扶助費関係の補助事業費、扶助費関係の単独事業分、社会保険関係事業、国民健康保険関係事業費の四項目の合計とされている。扶助費関係の補助事業費は、地方普通会計と同様に、国のその他社会保障関係費・子ども手当（児童手当）国庫負担金の一定割合とされている。扶助費関係の単独事業分は、地方普通会計の社会扶助関係費（単独事業）の伸び率と、社会保障関係施設運営費の伸び率との加重和（32：68）で延伸することとされている。社会保険関係事業については、地方普通会計の老人医療特会関

係費と介護保険特会関係費の和で延伸され、国民健康保険関係事業費は、地方普通会計の国保特会関係費で延伸されており、いずれも、人口構造の変化による財政需要の変化を反映することとされている。

「水準超経費」は、財源超過団体の基準財政収入（計画ベースの税込総額、地方譲与税、地方特例交付金等、地方法人特別譲与税の伸び率で延伸）と、基準財政需要（計画ベースの給与関係費、社会保障関係費、投資的経費、その他歳出、公債費、地方再生対策費等の伸び率で延伸）の差分（超過財源額）を0.75（基準財政収入への算入率）で割って算出されている。

計画ベースの「税込総額」、「地方譲与税」は、地方普通会計の「地方税込」、「地方譲与税」の一定割合とされ、「国庫支出金」は地方普通会計の「国庫支出金」に残差を加減したものの、「地方法人特別譲与税」と「地方特例交付金等」は地方普通会計と同額、「その他歳入」は、地方普通会計の「その他歳入＋財産運用収入」の伸び率に連動することとされている。

⑥ 地方債残高の将来推計と「公債等残高」

経済財政モデルのシミュレーション結果として示される地方債残高は、地方債残高全体のうち普通会計分のみであり、これに普通国債残高、地方交付税特別会計借入金（2008年度に国の一般会計が承継した金額を含む）の合計が「公債等残高⁶」と定義され、そのGDP比の将来見通しが示されている。モデルの中で、地方債の残高は、前年度末の地方債残高に、新規の地方債発行額（普通会計分）を加えて、過去の地方債の元本償還分を差し引いて計算されている。

⑦ SNAベースの地方財政収支に関する将来推計

政府の財政運営の指標としては、SNAベースの「中央政府」及び「地方政府」のプライマリーバランス及び財政収支（純貸出／純借入）⁷の数値が用いられている⁸。

⁶ 財務省から毎年公表されている「国・地方の長期債務残高」のうちの地方の長期債務残高には、「普通会計分」の地方債残高に加えて、「公営企業債の普通会計負担分」、「地方交付税特別会計借入金」が含まれており、公営企業債の普通会計負担分だけ、経済財政モデルで示されている「公債等残高」よりも範囲が広い。

⁷ SNAベースのプライマリーバランスは、国民経済計算の附表6に示されており、以下の受取と支払の差分から固定資本減耗を除いたものとして計算される。プライマリーバランスに、利子の受取と支払を加減したものが、「純貸出／純借入」となる。

【受取】生産・輸入品に課される税、所得・富等に課される経常税、財産所得（受取）の利子以外、その他の経常移転（受取）、その他の資本移転（受取）

【支払】政府最終消費支出、財産所得（支払）の利子以外、補助金、社会扶助給付、その他の経常移転（支払）、総固定資本形成、土地の購入（純）、在庫品増加、その他の資本移転（支払）

SNA ベースの「地方政府」は、政府諸機関の分類に基づき、「地方普通会計（住宅事業・造林事業・公務員住宅賃貸を除く）」、公営企業会計のうち「下水道事業」、その他会計のうち「財産区」「地方開発事業団」「港務局」、地方共同法人の「日本下水道事業団」、地方独立行政法人（「公立大学法人」等）を合計したものである。したがって、地方普通会計の収入・支出と、SNA の地方政府の収支は、対象範囲を多少異にするが、傾向としては同様の動きを示すと考えられ、経済財政モデルでは、将来の地方普通会計の収入・支出の金額を用いて、SNA ベースの受取・支払項目の金額をモデルの中で作成し、SNA ベースの収支のシミュレーション結果を示すこととされている。同モデルでのそれぞれの受取・支払項目の作成方法は以下の通りである。

（SNA ベースの収入項目の作成方法）

- 租税総額（生産・輸入品に課される税＋所得・富等に課される経常税）：地方普通会計の「地方税収」に、差分を加減（差分は名目GDPの伸び率で将来に延伸）。
- 財産所得（受取）利子：地方政府の金融資産残高（積立金の増減を反映）に対する比率を、国債金利に連動させて推計。
- 財産所得（受取）利子以外：外生変数。
- 一般政府内の経常移転（受取）：地方普通会計の「地方譲与税」、「地方交付税」、「地方法人特別譲与税」、「地方特例交付金・特別交付金」と、「国庫支出金」のうち義務教育費国庫負担金、その他の社会保障関係費（国）、その他一般歳出のうちのその他経費の地方政府補助金（国）の合計額に差分を加減。
- 一般政府内の資本移転（受取）：国の公共事業関係費のうちの地方政府補助金、施設費のうち地方政府補助金、公共事業三特別会計のうち地方政府補助金、地方道路整備臨時交付金の合計額の伸び率で延伸。
- その他経常移転（受取）、その他資本移転（受取）：支払額とネットアウトした金額を将来に延伸して推計（延伸方法は、支払項目を参照）。

（SNA ベースの支出項目の作成方法）

- 補助金：「物件費等」の20%を、補助金を構成する支出と見なした上で、その金額の伸び率を用いて将来に延伸。
- 財産所得（支払）利子：「公債費」の利子支払額に、差分（「公債費」の利子支払額の伸び率で延伸）を加える。
- 財産所得（支払）利子以外：外生変数。

⁸ 理論的には、地方政府の「純貸出／純借入」は、地方政府の金融資産・負債差額（いわゆる純資産／純債務）の増減額と一致する（調整勘定における変化分を除く）。但し、地方債（普通会計分）の残高は、地方政府の金融資産・負債差額とは異なるものであり、実際にはこれらが必ずしも同一の動きを示すわけではない。

- 社会扶助給付：地方普通会計の「社会扶助関係費」から、子ども手当（児童手当）の支出額を除いた金額を用いる。
- 一般政府内の経常移転（支払）：「国保特会関係費」「老人医療特会関係費」「介護保険特会関係費」、子ども手当（児童手当）の地方負担額、共済組合の基礎年金拠出金の地方負担額及び追加費用等の合計金額を用いる。
- その他の経常移転（支払）：「物件費等」の20%を、その他経常移転（純）対民間（その他の経常移転の受取をネットアウトした金額）を構成する支出と見なした上で、その金額の伸び率を用いて将来に延伸。
- 集合消費支出：「人件費」（共済組合負担金を除く）の55%、「物件費等」の20%、「社会保障関係施設運営費」の60%を、集合消費支出を構成する支出額と見なし、固定資本減耗は全て集合消費支出の内数となっていると見なした上で、当該支出額の伸び率を用いて、集合消費支出から固定資本減耗を除いた金額を将来に延伸。
- 個別消費支出：「人件費」（共済組合負担金を除く）の45%、「物件費等」の40%、「社会保障関係施設運営費」の40%を、個別消費支出を構成する支出と見なした上で、この金額の伸び率を用いて将来に延伸。
- 投資（総固定資本形成・土地の購入（純）・在庫品増加の合計）：地方普通会計の「投資的経費」の「補助事業」「単独事業」の合計金額の伸び率で将来に延伸。
- 一般政府内の資本移転（支払）：地方普通会計の「投資的経費」の「直轄事業負担金」の伸び率で将来に延伸。
- その他の資本移転（支払）：地方普通会計の「投資的経費」の「単独事業」の金額の伸び率を用いて、その他の資本移転の受取額をネットアウトした金額を将来に延伸。

基本的には、各項目の実績値（SNAの実績値及び政府経済見通しに基づく数値）を、地方普通会計において対応すると考えられる金額の伸び率を用いて延伸する手法がとられている。長期間のシミュレーションを行う場合には、範囲や水準が異なるSNAベースの収入・支出データを、地方普通会計の伸び率を用いて計算した場合、基準年における水準の相違が長期間に相当程度拡大してしまう可能性があることに留意が必要である。

⑧ 経済財政モデルによる地方財政に関するシミュレーションの主な結果

2010年6月の内閣府の「経済財政の中長期試算」における地方政府のSNAベースのプライマリーバランスの推移を見ると、2009年度4.9兆円（GDP比1.0%）の黒字、2010年度2.1兆円（GDP比0.4%）の黒字からスタートして、「慎重シナリオ」の下でも、プライマリーバランスの黒字幅の金額は徐々に拡大し、2023年度の黒字幅が5.6兆円（GDP比0.9%）となっている。また、「成長シナリオ」では、2023年度の黒字幅が7.9兆円（GDP比1.1%）となっている。

また、財政収支（純貸出／純借入）の推移を見ると、2009年度 1.5兆円（GDP比 0.3%）の黒字、2010年度 1.4兆円の赤字（GDP比▲0.3%）から、「慎重シナリオ」の場合、2023年度は 1.4兆円の赤字（GDP比▲0.2%）、「成長シナリオ」の場合には 0.4兆円の赤字（GDP比▲0.0%）と、概ね財政収支の均衡に近い状態が続いており、債務残高の GDP 比は徐々に低下するシミュレーション結果となっている。

地方財政について示されているシミュレーション結果は以上に限られているため、その結果の評価や要因分析を行うことはできないが、今後の高齢化の進展に伴い、医療・介護の公費負担額の増加が見込まれるものの、その増加額の大きさは、国の財政ほど大きなものではないこと、税金が一時的な落ち込みからある程度回復することが見込まれることから、「慎重シナリオ」の下でも、プライマリーバランスの赤字幅が拡大する姿にはなっていないと考えられる。

第3節 地方財政に関するシミュレーションモデルの構造

本節では、内閣府の経済財政モデルの特徴を踏まえた上で、部分均衡的な手法⁹によって長期のシミュレーションを実施するために構築したモデルについて説明する。本稿のモデルの特徴は以下の通りである。

第一に、人口動態の変化を反映する要素として、①年金公費負担、②社会保険料（共済組合負担金）、③教育費を新たに盛り込む。また、④生活保護については、明示的に高齢化による影響を推計する一方、生活保護以外の社会扶助給付については、人口動態の影響を考慮しない。第二に、地方財政計画、地方普通会計、SNA ベースの地方政府の収入・支出の相互の関係について、基準年における水準の相違を考慮してモデル化するとともに、範囲が同一と考えられる収入・支出項目については、地方財政計画と地方普通会計で将来期間において同一の金額を用いること等によって、それぞれの収支が大きく異ならないようにモデル化することとしている。

具体的には、まず、地方財政計画の歳出・歳入の規模について、一定の経済前提の下で、将来に延伸するためのモデルを構築し、地方財政計画の収支見通しに基づき、地方財政対策の考え方を踏まえて、モデルの中で「地方交付税」、「臨時財政対策債」等の金額を決定する。その上で、地方財政計画の将来推計結果を用いて、地方普通会計の歳出・歳入見通しを作成する。さらに、地方普通会計の歳出・歳入に基づき、SNA ベースの地方財政収支の各項目を推計する。

① 地方財政計画の歳出項目のモデル¹⁰

⁹ 経済成長率等について一定の前提で固定した上で、歳出・歳入等をそれらの前提に連動させ、将来の収支見通しを分析する手法。

¹⁰ 地方財政計画の歳出・歳入各項目のモデル作成に当たっては、地方財政計画の歳出・歳入

地方財政計画の歳出額は、2010年度の地方財政計画の金額を基準として、計画ベースの「給与関係費」、「投資的経費」、「一般行政経費補助」、「一般行政経費単独」、「国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費」、「公債費」、「水準超経費」、「その他歳出」の八つの歳出項目について、2011年度以降の金額を算出するモデルを構築する。

「給与関係費」は、「地方公務員共済組合負担金等」（共済組合掛金の雇主負担、基礎年金地方負担、追加費用）、計画ベースの「教育給与関係費」と「その他給与関係費」の合計とする。共済組合掛金の雇主負担のうち長期経理分（年金関係）と基礎年金地方負担、追加費用については、上田・寺地・森田（2010）のシミュレーション結果を用いることとし、共済年金掛金の雇主負担のうち短期経理分（医療・介護関係）については、上田・堀内・森田（2010）における共済組合の医療・介護保険料負担額の雇主負担分の推計値を用いる。

教育給与関係費は、2010年度の給与関係費総額から、地方公務員共済組合等負担金の推計値を除いた金額について、地方普通会計決算の教育費に含まれる人件費と、それ以外の人件費の比率で按分したうちの前者の金額として計算し、その他給与関係費とともに、ベースラインシナリオでは名目GDP成長率で延伸する。

「一般行政経費補助」は、生活保護費、児童手当・子ども手当、保育所運営費、その他の民生費扶助費、衛生費扶助費、国民健康保険¹¹、老人医療¹²、介護の地方負担と、その他の補助事業費の合計とする。このうち、地方財政計画に金額が示されていない保育所運営費、その他民生費扶助費、衛生費扶助費については、地方普通会計決算額及び国の一般会計予算の金額を用いて2010年度のコличествоを推計し、残差をその他補助事業費と定義する。

2011年度以降、生活保護費、児童手当・子ども手当、国民健康保険、老人医療、介護については、人口構造の変化を踏まえた各変数についてのシミュレーションの結果¹³を用い、その他の項目については、消費者物価上昇率で延伸する。

「一般行政経費単独」は、民生費扶助費の単独分と、その他の単独事業費の合計とする。前者は、2010年度までの地方普通会計の扶助費単独事業相当額を推計した上で、2011年度以降、名目GDP成長率で延伸し、残差のその他単独事業費は、消費者物価上昇率で延伸する。

「国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費」は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）、都道府県国保財政調整交付金、国保財政安定化支援事業、後期高齢者医

項目の積算方法についての足立（2006）の記述を参考にしている。

¹¹ 地方財政計画の第13表「普通補助負担金等を伴う経費の内訳」のうち、「保険基盤安定等負担金」に計上されている金額（保険基盤安定制度の保険者支援分と、高額医療費共同事業負担金に相当すると考えられる。2010年度1,425億円）を用いる。

¹² 同じく第13表に「後期高齢者医療給付費負担金」として計上されている金額（2010年度1兆8,983億円）を用いる。後述の「国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費」に該当する保険基盤安定制度（保険料軽減分）の金額（2,232億円）を含まない。

¹³ シミュレーションの手法及び結果については、医療は上田・堀内・森田（2010）、児童手当・子ども手当は上田・筒井（2010a）、介護と生活保護費は上田・筒井（2010b）を参照。

療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）の四項目の合計とする。いずれも、上田・堀内・森田（2010）のシミュレーション結果を用いる。

「投資的経費」は、国直轄事業負担金、補助事業費、単独事業費の合計とし、前二者については国の一般会計の公共事業関係費の支出額¹⁴に連動するようモデル化し、後者については消費者物価上昇率で延伸する。

「公債費」は、地方債の元本償還分と利払費分の合計とし、経済財政モデルと同様に、既発行分については外生で与えた上で、シミュレーション期間中に新たに発行される地方債に関する元本償還分と利払費分は、3年据置き20年元利均等償還を仮定して機械的に金額を計算する。

「水準超経費」は、経済財政モデルと同様に、2010年度の財源超過団体の基準財政収入と基準財政需要について、それぞれ、計画ベースの税込総額・地方譲与税・地方特例交付金等・地方法人特別譲与税の合計額、給与関係費・一般行政経費・投資的経費、その他歳出、公債費、地方再生対策費等の合計額の伸び率でそれぞれ延伸した上で、その差分（超過財源額）を0.75（基準財政収入への算入率）で割って算出する。

「その他歳出」は、地方財政計画歳出額から、他の七つの項目の金額を除いたもの（計画上の維持補修費、公営企業繰出金、地方再生対策費に相当する）で、2011年度以降、消費者物価上昇率で延伸する（2010年度においては、別途、地域活性化・雇用等臨時特例費を加算する）。

② 地方財政計画の歳入項目のモデル

地方財政計画の歳入額は、まず、地方財政対策前の歳入額として、2010年度の地方財政計画の金額を基準として、計画ベースの「地方税」、「地方譲与税」、「地方特例交付金」、「国庫支出金」、「財産運用収入」、「その他歳入」、「通常の地方債」（財政対策実施前）の七つの歳入項目について、2011年度以降の金額を算出するモデルを構築する。

「地方税」「地方譲与税」については、2011年度以降、地方普通会計の個別税目に関する税込の推計結果を用いる¹⁵。「地方特例交付金」は、児童手当・子ども手当の地方負担の増加分に見合う金額（上田・筒井（2010a）の推計結果）とその他の金額（外生）の合計とする。

「国庫支出金」は、義務教育職員給与費負担金、生活保護費負担金、児童手当交付金、保育所運営費、その他社会福祉費補助金、保健衛生対策費補助金、保険基盤安定等負担金（国保）、公共事業費補助負担金、社会資本整備総合交付金、その他国庫支出金の合計とする。

¹⁴ シミュレーション上は、ベースラインでは消費者物価上昇率で延伸することとしている。

¹⁵ 計画計上額は、普通会計の決算額とは、①独自課税分を含まない、②計画時時点の経済見通しの下で計上される、との点で、将来においても決算額とは乖離する可能性があるが、本モデルでは、両者が一致することを仮定する。

各項目について、地方財政計画の計上額を基準とし、地方財政計画に金額が示されていない保育所運営費、その他社会福祉費補助金、保健衛生対策費補助金、保険基盤安定等負担金(国保)については、国の一般会計予算の金額から、2010年度の金額を推計し、残差をその他国庫支出金と定義する。それぞれについて、対応する国の一般会計の支出額と連動するようモデル化する(シミュレーションに当たっては、人口構成の変化を受けない項目については、物価上昇率で延伸する)。

「その他歳入」は、2010年度における「使用料・手数料」及び「雑収入」の計画計上額を、名目GDP成長率で延伸する。

「通常の地方債」は、地方債の計画計上額のうち、財源対策債、臨時財政対策債を含まない金額であり、地方普通会計と同様に、投資的経費(単独分・補助分)に対する一定比率分と、その他の地方債(外生)の合計として計算する。

通常の地方債以外の財源対策債、既往臨財債分の臨時財政対策債、特例加算分の臨時財政対策債の発行額の計算方法は、次項で述べる。

③ 財源不足・余剰処理及び地方交付税・地方債の算出モデル

財源不足・余剰処理については、将来にわたり適用されるルールが決まっているわけではないため、シミュレーションの便宜のために、現行の地方財政対策の考え方を参考にしつつ、一定の仮定に基づいて地方交付税等の金額を計算することとし、そのために、財源不足・余剰の大きさを、地方交付税の法定率分などの「財源」と、地方財政対策前の地方財政計画の歳出・歳入差額などの「財政需要」の差額として定義する。

「財源」は、「地方交付税の法定率及び過年度精算額」、「法定加算」、「覚書加算」、「剰余金」、「繰越金・返還金」の合計額として計算し、「財政需要」は、地方財政計画における歳出と歳入(地方財政対策前で、地方交付税を含まず、地方債収入については通常の地方債のみを含むもの)の差額及び「地方交付税特別会計借入金の利払費」(借入金残高と金利の積)の合計額として計算する。

上記の「財源」と「財政需要」の差額がマイナス(財源不足)の場合、不足額を埋めるために、①「財源対策債」の発行(建設地方債の追加発行)、②過去の臨時財政対策債の元利償還のための「臨時財政対策債(償還分)」の発行を順に行い、それでも財源不足が生じる場合(折半対象財源不足が生じる場合)は、③国の一般会計による「特例加算」及び地方普通会計による「臨時財政対策債(特例加算)」の発行を同額行うことを仮定する。なお、「財源対策債」の発行上限額については、「建設地方債」及び「公営企業債の普通会計負担分」に0.25¹⁶を乗じたものとする。

¹⁶ 国の一般会計(当初予算)において直近で公共事業費が減少し始めた平成14年度以降の、地方債のうち退職手当債、臨時財政対策債、減税補てん債等を除いた分の割合の平均値である25.3%を参考としている。

一方、上記の「財源」と「財政需要」の差額がプラス（財源余剰）の場合、余剰分については、①「地方交付税特別会計借入金の元本償還額」に充てることとし、当該借入金を完済してもなお残る余剰については、②地方普通会計の「地方債」の発行を減額し、地方債の発行をゼロまで減額してもなお残る余剰については、地方普通会計の「積立金」として積み立てられることを仮定する。

上記の財源不足・余剰の計算に基づき、「地方交付税」（地方交付税特別会計の入口ベース（国の一般会計の負担額）と出口ベース（地方普通会計の受取額））の金額を機械的に計算する。「地方交付税」の入口ベースの金額は、上で求めた「特例加算」に、「法定率及び過年度精算額」、「法定加算」、「覚書加算」、「特例交付金」、「特別交付金」を加えた額であり、出口ベースの金額は、入口ベースの金額から、「地方交付税特別会計借入金の元利償還額」を差し引いた金額となる。

④ 地方普通会計の歳出項目のモデル

地方普通会計の歳出項目は、「人件費」、「社会保障関係支出」、「物件費・補助費等」、「投資的経費」、「公債費」、「貸付金」、「投資及び出資金」、「積立金」、「前年度繰上充用金」の九つに大きく区分し、可能な範囲で地方財政計画の歳出額の将来推計結果を用いる。

「人件費」は、地方普通会計決算の「人件費」の総額と定義し、「地方公務員共済組合等負担金」（共済組合掛金の雇主負担、基礎年金地方負担、追加費用）、「教育費人件費」と「その他人件費」に区分する。共済組合掛金の雇主負担のうち長期経理分（年金関係）と基礎年金地方負担、追加費用については、計画額をそのまま用いる。

教育費人件費は、人件費総額から地方公務員共済組合等負担金を除いた金額について、地方普通会計決算の教育費に含まれる人件費と、それ以外の人件費の比率で按分したうちの前者の金額として計算し、その他人件費とともに、ベースラインシナリオでは名目GDP成長率で延伸する¹⁷。

「社会保障関係支出」は、地方普通会計の決算統計の目的別歳出の「民生費」のうち、性質別の「扶助費」に相当する金額（民生費扶助費¹⁸）、目的別歳出の「衛生費」のうち性質別の「扶助費」に相当する金額（衛生費扶助費）、国民健康保険、老人医療、介護保険に対する普通会計からの支出（都道府県・市町村からの補助費等・繰出金の一部に相当）を合計

¹⁷ 2008年度の地方普通会計決算の「人件費」は24兆6,052億円、地方財政計画の「給与関係費」は22兆2,071億円と乖離があり、将来においてもこの乖離は残るものとしてモデル化する。

¹⁸ 2008年度の地方財政統計年報（第2-5-1表）によれば、民生費扶助費の総額は8兆0,060億円で、うち児童福祉費（児童手当・児童扶助手当等）3兆2,618億円、生活保護費2兆7,449億円、社会福祉費（障害者自立支援給付等）1兆7,705億円等となっている。このうち、単独事業費は、都道府県795億円、市町村1兆2,771億円となっている（地方財政白書の第40図参照）。

した金額と定義する。このうち、民生費扶助費は、補助事業分と単独事業分に区分し、補助事業分については、生活保護費、児童手当・子ども手当、保育所運営費、その他民生費扶助費、衛生費扶助費の合計として、いずれも地方財政計画の金額をそのまま用いる。また、民生費扶助費の単独事業分も、地方財政計画の金額をそのまま用いる。

国民健康保険のための支出は、市町村の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の歳入決算における都道府県支出金と他会計繰入金の金額を基準として、上田・堀内・森田（2010）のシミュレーション結果を用いる。老人医療（後期高齢者医療制度）のための支出は、後期高齢者医療事業を実施する広域連合の歳入決算における都道府県支出金、市町村負担金（保険料等負担金を除く）を基準として、同様の推計結果を用いる。介護保険のための支出は、市町村の介護保険事業特別会計（保険事業勘定）の歳入決算における都道府県支出金、他会計繰入金の金額を基準として、上田・筒井（2010b）の推計結果を用いる¹⁹。

「投資的経費」は、地方普通会計決算の「普通建設事業費」、「災害復旧事業費」、「失業対策事業費」の合計金額と定義し、将来期間は、地方財政計画の「投資的経費」の金額をそのまま用いる。

「物件費・補助費等」は、地方普通会計の歳出決算額から、他の八つの歳出項目を差し引いた金額と定義し、将来期間は消費者物価上昇率で延伸するとともに、地方財政計画における水準超経費の増減分を加えることにより、不交付団体の税収の伸び率が、基準財政需要を構成する歳出の伸び率と異なる場合に、超過財源分に見合う歳出の増減が生じ得ることを反映する。

「公債費」については、地方財政計画の金額をそのまま用いる。「投資及び出資金」、「貸付金」、「積立金」、「前年度繰上充用金」の金額は、地方普通会計決算のそれぞれの項目に相当するものと定義し、将来の値は、投資及び出資金については名目 GDP 成長率で延伸、貸付金と積立金については横ばいとし、前年度繰上充用金についてはゼロとする。

⑤ 地方普通会計の歳入項目のモデル

地方普通会計の歳入項目は、「地方税」、「地方譲与税」、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「国庫支出金」、「貸付金元本返済収入」、「積立金取り崩し」、「財産運用収入」、「地方債」、「使用料・手数料等」、「繰越金」の十一項目に区分する。

「地方税」は、住民税、事業税、固定資産税、地方消費税、その他税収に区分する。住民税は、個人住民税の所得割、均等割、利子・配当・譲渡益割、法人住民税の均等割、法人税割に区分し、それぞれ課税ベースの伸び率で延伸する²⁰。法人住民税の法人税割については、

¹⁹ 国民健康保険及び老人医療に関する支出の金額は、それぞれの計画計上額とは異なる金額となる。

²⁰ 個人住民税の所得割は、雇用者報酬と個人企業所得、均等割は就業者数、利子・配当・譲渡益割は家計財産所得（受取）に連動するようモデル化する。雇用者報酬、個人企業所得、財産所得は、シミュレーションにおいて名目 GDP の伸び率に連動させることとしており、

上田・石川・筒井（2010）を踏まえ、GDPギャップが解消する過程で構造的な税収水準に回復することを見込んでシミュレーションを行う。固定資産税及びその他税収は名目GDP成長率に連動させる²¹。

「地方譲与税」は、地方法人特別譲与税とその他の譲与税に区分し、前者については事業税の推計結果と連動させ、後者については、従量税としての性質を踏まえ、実質GDPの伸び率に連動させる。

「国庫支出金」、「地方債収入」については、地方財政計画の金額をそのまま使い、「貸付金元本返済収入」、「積立金取り崩し」については、将来にわたって貸付金・積立金の残高が一定となるように、それぞれ普通会計歳出の「貸付金」の金額、「積立金」の金額と同額を計上する。

積立金残高の変動は、後述の歳計剰余金処分積立金の金額によってのみ生じることを仮定し、前年度末の積立金残高に、市場金利に連動する金利を乗じて、「財産運用収入」の金額を算出する。

「繰越金」については、将来にわたって同額と仮定する。地方普通会計の歳入決算額から、他の歳入項目を差し引いた金額を「使用料・手数料等」と定義し、将来期間は名目GDP成長率で延伸する。

⑥ 地方普通会計の歳出歳入差額の処理モデル

地方普通会計の決算は、歳入決算額が歳出決算額を上回っており、その差額は、翌年に繰り越されるか、「歳計剰余金処分積立金」の金額として計上されることになると考えられる²²。

モデルの中では、将来期間の「繰越金」収入（及び翌年度への繰越額）を一定と仮定し、歳入決算総額（前年度からの繰越金収入を含む）から、歳出決算総額と翌年度への繰越額を合計した金額を差し引いた金額が、全て「歳計剰余金処分積立金」の金額に計上されることを仮定し、当年度末の積立金の残高に加える。

このように計算される歳計剰余金処分積立金の金額は、地方普通会計の実質的な収支差額を示すこととなる。但し、本モデルでは、地方財政の収支調整は、地方財政計画に基づいて

結果的に、個人住民税の名目GDPに対する弾性値を概ね1.0と考えていることになる。

²¹ 事業税は黒字法人所得に連動するようモデル化し、地方消費税は課税ベースである消費等に連動するようモデル化した上で、シミュレーションでは、いずれも課税ベースを名目GDPの伸び率に連動させることとしている。

²² 2008年度の地方普通会計の歳入決算総額（純計）は92兆2,134億円、歳出決算総額（純計）は、89兆6,914億円であり、これらの差額である「形式収支」は2兆5,219億円である。このうち、実質収支が黒字である団体の形式収支は2兆5,578億円、実質収支が赤字である団体の形式収支は▲358億円となっている。形式収支の黒字額は、翌年度の「繰越金」収入額か当年度の「歳計剰余金処分積立金」に計上され、形式収支の赤字額は、翌年度の「前年度繰上充用金」支出額に計上されることになると考えられる。

計算される地方交付税の金額を適切に計上することによって行うことを前提としており²³、シミュレーションの結果、毎年度の歳計剰余金処分積立金が多額のプラスないしマイナスとなる（積立金残高がプラスないしマイナスのいずれかの方向に発散する）場合には、地方交付税の金額のモデル内における計算方法が適切ではないことが示唆されることになる。

⑦ SNA ベースの地方政府の受取・支払項目のモデル

地方普通会計の決算の歳入・歳出の各項目と、「国民経済計算」の地方政府の受取・支払項目の対応関係について、補論2における検討結果を踏まえ、SNA ベースの地方政府の収入・支出を、地方普通会計の歳出・歳入項目の金額を用いて、以下のように作成する。

(1) 租税

「生産・輸入品に課される税」は、地方普通会計の固定資産税、事業税、地方消費税、その他地方税の 82.5%（都市計画税等に相当）、使用料・手数料等の 10.3%（収益事業収入等に相当）の合計とする。

「所得・富等に課される経常税」は、家計分を、個人住民税、その他地方税の 17.5%（自動車税の 1/2 等に相当）の合計、法人分を、法人住民税の金額とする。

(2) 財産所得（受取）

財産所得の受取額は、「利子」と「利子以外」に区分し、利子については地方普通会計の財産運用収入、利子以外は「使用料・手数料等」の 11.8%とする。

(3) 経常移転（受取）

中央政府からの経常移転（受取）は、地方普通会計の地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、経常移転に該当すると考えられる個別の国庫支出金収入と、その他国庫支出金の一定割合とする。社会保障基金からの受取は、実績値を名目 GDP 成長率で延伸する。その他経常移転（受取）は、地方普通会計の「使用料・手数料等」の 2.0%とする。

(4) 資本移転（受取）

中央政府からの資本移転（受取）は、公共事業費補助負担金、社会資本整備総合交付金、下水道事業への国庫補助負担金と、その他国庫支出金の一定割合とする。社会保障基金からの資本移転（受取）は、その他国庫支出金の一定割合とする。その他の資本移転（受取）は、

²³ このことは、モデルの中で推計される将来の地方普通会計の歳出額が、地方財政計画に反映され財源保障の対象とすべき金額に相当するものであること意味している。言い換えれば、財源保障の対象とならない歳出を将来増額する場合には、別途、それに見合った歳入措置が講じられることが前提となっている。

地方普通会計の「使用料・手数料等」の15.2%とする。

(5) 補助金

「補助金」は、地方普通会計の「物件費・補助費等」の12.1%とする。

(6) 財産所得（支払）

財産所得（支払）は、「利子」と「利子以外」に区分した上で、利子は地方普通会計の「公債費」のうちの「利払費」と差分（地方政府に含まれる公営事業会計における公営企業債の利子の支払額に相当）の合計とし、「利子以外」については、地方普通会計の「物件費・補助費等」の1.3%とする。

(7) 社会扶助給付

「社会扶助給付」は、地方普通会計の生活保護費、その他民生費扶助費（補助）、衛生費扶助費、扶助費（単独）の合計とする。

(8) 経常移転（支払）

中央政府への経常移転（支払）は、2008年度の金額を名目GDP成長率で延伸する。

社会保障基金への経常移転（支払）は、地方普通会計の国民健康保険、老人医療、介護保険に対する支出額、児童手当・子ども手当の地方負担額、地方公務員の年金公費負担（基礎年金公費負担、追加費用）の合計とする。

その他の経常移転（支払）は、地方普通会計の保育所運営費と、「物件費・補助費等」の11.9%とする。

(9) 政府最終消費支出

政府最終消費支出は、地方普通会計の人件費（年金公費負担を除く）、「物件費・補助費等」の62.0%に、固定資本減耗及び残差（下水道事業会計等の人件費・物件費に相当）を加え、地方政府の商品・非商品販売の金額を控除して算出する。

(10) 資本移転（支払）

中央政府への資本移転（支払）は、地方普通会計の直轄事業負担金の金額とする。また、その他資本移転（支払）は、地方普通会計の投資的経費の一部（補助事業費の14.0%、単独事業費の10.3%）と、「物件費・補助費等」の2.6%の合計とする。

(11) 投資

総固定資本形成は、地方普通会計の投資的経費の補助事業費の76.6%、単独事業費の72.5%に、普通会計に含まれない下水道事業の建設改良費（国からの補助費×2.7）の合計

とする。土地の購入（純）は、補助事業費の 9.4%、単独事業費の 17.2%の合計とする。在庫品増加は実績値を名目 GDP 成長率で延伸する。

第 4 節 一定の経済前提に基づく地方財政シミュレーションの結果

本節では、前節で説明したモデルを用いた、一定の経済前提の下での地方財政に関するシミュレーション結果を説明する。

地方財政全体のシミュレーション実施に当たっては、歳出の将来への延伸方法や、前節の③で説明した地方財政全体の財源不足・余剰の処理方法に関する一定の仮定を設けるとともに、個々の地方公共団体の収支状況がまちまちであるため、(1)個々の地方公共団体における積立金の増減額の決め方に関する仮定、(2)不交付団体における超過財源の使途（債務の減、積立金の増、一般行政に係る歳出の増、税収等の減のいずれか）についても仮定を設ける必要がある。シミュレーション結果として得られる財政収支や債務残高等の数値は、それらの仮定に依存することにも留意が必要である。

以下、ベースラインのシミュレーションでは、内閣府の「経済財政の中長期試算」の慎重シナリオと、厚生労働省の 2009 年 2 月の「年金財政検証」の人口・経済中位シナリオの経済成長率を前提として、歳出・歳入に関する追加的な収支改善努力を織り込まず、(1)地方財政計画での計上歳出額よりも実際の歳出額を抑制して積立金を積み増す地方公共団体が存在しないこと、(2)不交付団体において超過財源が生じた場合には追加的な歳出（物件費・補助費等）に充てることを仮定したシミュレーションを実施する。これらの仮定を変更した場合の影響については、別途考察する。

① ベースラインシミュレーションの結果

2023 年度まで内閣府の「慎重シナリオ」の経済前提、それ以降は 2009 年 2 月の年金財政検証の経済前提に基づいて、長期的なプライマリーバランス、財政収支及び債務残高 GDP 比の推移を示したものが、【図 1】である。なお、このシミュレーション結果は、人口構造の変化に伴う長期の収支動向を示すものであり、財政運営戦略の中期財政フレームによる収支改善努力等は反映しておらず、内閣府の「経済財政の中長期試算」とは異なる前提に基づくものであり、両者の結果を単純に比較することは困難である。

直近の経済危機による地方税収の落ち込みと臨時財政対策債の発行額増加に伴い、プライマリーバランスは 2008 年度よりも悪化した水準からスタート²⁴するが、長期的なプライマリーバランスの悪化は限定的である。人口高齢化に伴う後期高齢者医療・介護に伴う負担増

²⁴ 2010～2011 年度に、2009 年度の補正予算で都道府県に設置された基金から支出が行われることを織り込んでいることにより、2009 年度には収支改善方向、2010～2011 年度には収支悪化方向への影響が生じている。

による収支悪化の影響は徐々に生じるが、収支改善努力を織り込んでいないにも関わらず、プライマリーバランスの悪化幅は大きなものではない。

これは、地方歳出全体の中で、人口構造の変化による支出増の影響を受ける項目（後期高齢者医療制度及び介護保険に対する支出）の金額の割合がそれほど大きなものではない（社会保障関係支出の地方普通会計歳出の合計額に占める割合は、2008年度において15%であり、人件費27%、物件費等18%、投資的経費15%等と比較しても大きなものではない）ため、高齢化に伴う収支悪化の大きさが限定的であること²⁵、現行の地方財政対策の考え方の下では、財源不足が生じた場合に、折半対象財源不足に対して半分に相当する金額の地方交付税の加算が行われることが主たる要因と考えられる。

地方の債務残高 GDP 比は、収支改善努力がない場合でも、2030年頃まで、ほぼ横ばいから若干低下する結果となっている。プライマリーバランスの赤字幅が小さく、20年元利均等償還を仮定していることから、シミュレーションの前提として仮定している金利上昇の影響が現れるのが遅いためと考えられ、2030年度頃まで、地方財政全体について、人口構造の変化による収支悪化を原因として、債務残高 GDP 比の急増が生じる可能性は低いと考えられる。

2030年度以降は、年金財政検証の経済前提において、長期金利が名目 GDP 成長率をかなり上回るため、プライマリーバランスの赤字幅はそれほど大きくないとしても、債務残高 GDP 比は上昇することになる。金融市場において長期金利が成長率を上回って上昇すれば、地方財政にも大きな影響をもたらすことになる。

② 歳出抑制を織り込んだ場合のシミュレーション結果

続いて、同一の経済前提の下で、三通りの歳出抑制を実施したシナリオに基づくシミュレーション結果を示す。具体的には、歳出抑制の要素として、(1)人件費、(2)投資的経費、(3)超過財源分の三つを考える。

まず、(1)人件費について、ベースラインシナリオでは名目 GDP 成長率に連動させているが、教育費人件費について、上田・筒井（2010a）で示されているシミュレーションに基づき、子どもの数に対する教職員の比率を一定と仮定して推計した金額を用いるとともに、その他人件費を、内閣府の試算と同様に、消費者物価上昇率で延伸することを想定する。これは、生産性の上昇による人員の減少効果を織り込むことを意味する。

次に、(2)投資的経費については、ベースラインシナリオでは消費者物価上昇率に連動させているが、量的な抑制と効率化努力を勘案し、名目額横ばいに抑制するシナリオを考える。

(3)財源超過額（不交付団体における財源保障の対象支出を上回る収入額）については、ベ

²⁵ ベースラインシナリオにおける地方普通会計の歳出のうち、人口高齢化に伴って増加する支出である後期高齢者医療制度、介護保険制度に関する支出額の全体に占める割合と、長期的な GDP 比の推移は【図2】の通りである。

ースラインシナリオでは物件費・補助費等の支出に計上することとしているが、これを歳出の増加ではなく積立金の増加に充てる（地方財政全体での純債務増加を抑制する）シナリオを考える。

(1)のみを実施するシナリオをAシナリオ、(1)と(2)を実施するシナリオをBシナリオ、(1)～(3)を全て実施するシナリオをCシナリオとして、それぞれについて、プライマリーバランス、財政収支及び債務残高 GDP 比の推移を見たものが、【図3】～【図5】である。

シナリオBでは、プライマリーバランスがほぼゼロからプラスで推移することになり、シナリオCでは、2030年度までほぼプライマリーバランスがプラスを示すことになる。

いずれのシナリオも、歳出抑制の内容としては急激なものではないと考えられるが、人口高齢化の影響を受けない歳出項目の割合が非常に大きいことから、人口高齢化に伴う歳出増加と概ね見合う規模になる。

なお、(3)については、財源保障の対象となる範囲の歳出に見合った財源については、不交付団体と交付団体の間の財政力のばらつきが小さい状態となっていることによって、不交付団体における歳出増加を抑制することができれば、地方財政全体の収支改善にプラスに働くことを示唆していると考えられる。

③ 「成長シナリオ」に基づくシミュレーションの結果

ベースラインシナリオから、2023年度まで内閣府の「成長シナリオ」の経済前提に置き換えた場合のシミュレーション結果は、【図6】の通りである。物件費等の歳出が消費者物価上昇率に連動する一方、税収等が名目 GDP 成長率に連動することを仮定しているため、ベースラインシナリオよりも、地方財政の財源不足が縮小し、臨時財政対策債の発行が少なくなり、プライマリーバランスが改善する姿が示されている。

また、債務残高 GDP 比については、2030年度頃にかけて減少傾向を示しており、収支改善効果と、分母の名目 GDP の増加による債務の実質的な軽減効果の影響が大きく現れることが分かる。

第5節 本稿のまとめと今後の課題

本稿では、人口の高齢化に伴う財政への影響を考えるため、内閣府の経済財政モデルを参考にしつつ、地方財政全体の収支の長期的な姿を見通すためのモデルを構築し、一定の前提の下でのシミュレーションを実施した。

具体的には、人口構造の変化に連動する支出項目として、医療、介護、年金、児童手当・子ども手当、生活保護について、少子高齢化の影響を具体的に反映した地方歳出を推計し、現行の地方財政対策の考え方を踏まえた地方交付税や地方債の金額を算出するとともに、地方普通会計の収入・支出及び SNA ベースの地方政府の収支を計算するモデルを構築し、シ

ミュレーションを実施した。

2023 年度までの間、内閣府の「経済財政の中長期試算」における「慎重シナリオ」の結果として示される経済成長率等に基づき、それ以降は年金財政検証の経済前提に基づいたベースラインシナリオを仮定したシミュレーションの結果によれば、人口高齢化による医療・介護費用の増加に伴って、地方負担額についても増加が見込まれるが、地方財政の支出全体の中で、医療・介護費用の割合は大きなものではないこと、児童手当・子ども手当の減少が見込まれること等から、負担額の増加の規模は、マクロ的に見てそれほど大きなものではなく、2030 年頃まで、現行制度の下で、人口構造の変化による収支悪化を原因として債務残高 GDP 比の急増が生じる可能性は低いとの結果となっている。

また、歳出抑制についての前提を織り込んだシミュレーションの結果によれば、地方財政の中で、人件費及び投資的経費の占める割合が非常に大きいため、子どもの数の減少を反映した教育費人件費の削減、その他人件費における効率化の反映、投資的経費の抑制を行うことによる収支改善効果は、人口高齢化に伴う負担額の増加に見合うものであることが示されるとともに、財源超過が生じる場合には、追加的な歳出等に用いるのではなく、全体としての地方の債務増加の抑制に用いることが、地方財政全体の改善にとって重要であることが示されている。

なお、地方財政全体の収支や債務残高についてのシミュレーション実施に当たっては、個別の歳出項目や歳入項目について、マクロ的に将来への延伸方法を検討するだけでなく、地方財政全体の財源不足・余剰の処理方法、個々の地方公共団体における積立金の増減額の決定方法、不交付団体における超過財源の使途（債務の減、積立金の増、一般行政に係る歳出の増、税収等の減のいずれか）についての仮定によって、シミュレーション結果が依存する。したがって、様々なシミュレーション結果の解釈に当たっては、どのような仮定に基づくシミュレーションであるかを区別することが重要である。今回のシミュレーションに当たっては、個別の地方公共団体の状況は、財源超過額の規模の算定においてのみ考慮することとしており、地方公共団体間の財源や支出額、積立金の残高等のばらつきが大きいことを踏まえたシミュレーションの実施には取り組むこととしていないが、より現実的なシミュレーションの実施のためには、個別の地方公共団体の状況や財政力格差の現状を踏まえた分析が重要な課題になるものと考えられる。

(以上)

【補論 1】 地方財政における社会保障関係の支出について

国の一般会計及び特別会計の歳出については、主要経費区分の一つとして「社会保障関係費」が設けられており、その金額が明示されている一方、地方普通会計の決算統計においては、「社会保障関係費」あるいは「社会保障関連支出」等の経費区分は設定されておらず、地方財政の中で社会保障に関する支出について、制度的に明確化された範囲は存在しない²⁶。

2008年12月の経済財政諮問会議において、年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策のための安定財源確保と、社会保障部門と非社会保障部門の区分経理についての議論が行われた際には、地方公共団体の社会保障に関する支出について、当時の鳩山総務大臣から、【図7】が提出され、以下のような説明がなされている²⁷。

「社会保障関係費という、実際お金が、現金がかかるような事柄が大体頭に出てくるが、地方自治体の場合は、現物給付という形のサービスが非常に多い。例えばかつては国の社会保障関係費に含まれていたが、一般財源化された保健所とか保育所、直接の住民サービスの経費、例えば今度変わるが少子化対策のための妊産婦健診、介護予防、自立支援など、きめ細かなサービスに必要な経費があるので、このような経費も社会保障部門にきちんとカウントしていただければありがたい。」

「例えば平成19年度で国が21.9兆円、下に地方負担が15.3兆円と書いてある。こういう状態であることを御認識いただき、勿論、長寿医療とか国民健康保険、生活保護など、みんな国と地方で負担割合が決まっており、下にあるのが地方の負担である。しかしながら、下に『その他地方が負担する社会保障関係費』というものが、言わば地方単独的なものであり、これが意外と重要な役割があるものだから、その辺のことも見ていただきたい。例えば予防接種、乳幼児健康診査、がん検診、あるいは病院事業の会計、保育所、保健所、児童

²⁶ ILO（国際労働機関）では、国際比較に当たり、「社会保障」の基準として、以下の3基準を満たす制度と定義している。

① 制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。
(1)高齢、(2)遺族、(3)障害、(4)労働災害、(5)保健医療、(6)家族、(7)失業、(8)住宅、(9)生活保護その他

② 制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③ 制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

この基準にしたがって、国立社会保障・人口問題研究所では、毎年度の「社会保障給付費」（国内の社会保障各制度の給付費）として、毎年度の決算等をもとに推計した金額が公表されている（直近のものは社人研（2009））が、地方自治体が地方財政のみの負担によって行っている事業等の費用については、国内の統計資料の制約から、基本的には含まれないこととされている。

²⁷ 2008年12月9日の経済財政諮問会議の議事概要より引用。同様の内容の説明は、滝本（2010）においても行われている。

館、児童福祉施設、妊産婦健診、障害者自立支援の一部、幼稚園就園奨励費なども実はこれに入れてしまっているが、地方負担の分をこれからどういうふうに見るかを是非御議論いただきたい。その中に、例えば東京などは児童手当を 100 億円ぐらい上乗せしているとか、23 区においては中学 3 年まで医療費の無料化をやっているということで、これは 300 億円ぐらいかかっているようで、実は 7 兆 1,000 億円には、今、言った 400 億円も入ってはいない。東京のように潤沢にこういうことをしているところは極めて例外的で、あとは苦しい中でいろいろやっている。」

【図 7】には、「その他地方が負担する社会保障関係費」の金額として、2007 年度において 7.1 兆円との金額が示されているが、これらがどのような範囲をとったものであるかは、明確には示されていない。同年 12 月 16 日の経済財政諮問会議に提出された資料では、「医療対策関係（衛生費）」、「高齢者福祉関係（民生費のうち老人福祉費）」、「障害者福祉・低所得者対策等関係（民生費のうち社会福祉費・生活保護費）」、「雇用対策関係（労働費）」、「少子化対策関係（民生費のうち児童福祉費、教育費（幼稚園関係）のうちの一部）」に関する地方単独事業費について調査を行い、「施設整備のために直接支出された経費のほか、貸付金・出資金・と畜場特別会計繰出金（衛生費）・水道事業会計繰出金（衛生費）等、社会保障になじまない経費は除外する」とされており、社会保障になじむものとなじまないものの区分の基準が明確に示されているわけではない。

2007 年度の地方普通会計決算を見ると、「民生費」の中で、扶助費のうち補助事業、補助費等・繰出金のうち老人医療・国民健康保険・介護保険、普通建設事業費、投資及び出資金、貸付金を除いたものが約 4.5 兆円、「衛生費」の中で、清掃費、普通建設事業費、投資及び出資金、貸付金を除いたものが約 2.7 兆円であり、これらを加えると 7.1 兆円に近い数字が得られ、概ねこの範囲の金額であることが推測される。これらのうち、約 2.6 兆円は人件費、約 1.5 兆円が物件費、約 1.3 兆円が扶助費（単独事業）となっている。

同資料では、以下の（参考）に示すように、「7.1 兆円」のうち、「法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業」が 3.2 兆円とされているが、法令で地方公共団体に義務付けがなされているものはその一部と考えられ、そのために必要とされる人件費や物件費等の経費も明らかではない。また、地方公共団体の単独事業に基づく扶助費については、将来にわたって恒久的に実施されるべき性格のものと、一時的に実施されているものとの区別が困難であり、これらの経費について、将来にわたり、人口構造の変化に対応してどのように変化するかを合理的に見通すことは困難と言わざるを得ない²⁸。

（参考）総務大臣提出資料で示されている「7.1 兆円」の内訳

²⁸ 本論のモデルでは、人件費、物件費については、地方公共団体の人件費、物件費の全体をまとめて推計することとしている。

1. 法令に義務付けや実施・設置の根拠となる規定がある事業（義務的な経費）約 3.2 兆円

(1) 医療（約 1.2 兆円）

- ・ 予防接種（880 億円）〔予防接種法〕
- ・ がん検診・がん予防等成人病対策（680 億円）〔健康増進法・がん対策基本法〕
- ・ 乳幼児健康診査（550 億円）〔母子保健法〕
- ・ 妊産婦健康診査（140 億円）〔母子保健法〕
- ・ 母子保健対策事業（170 億円）〔母子保健法〕
- ・ 保健所・保健センター運営費（2,960 億円）〔地域保健法〕
- ・ 病院事業会計繰出金（4,040 億円）〔地方公営企業法〕
- ・ 救急医療対策事業（小児救急・周産期救急・夜間休日救急等）（640 億円）〔医療法〕等

(2) 介護・福祉等（約 2.0 兆円）

- ・ 保育所・幼稚園運営費（5,000 億円）〔児童福祉法・学校教育法〕
- ・ 児童館等児童福祉施設運営費（1,160 億円）〔児童福祉法〕
- ・ 放課後児童健全育成事業（340 億円）〔児童福祉法〕
- ・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム・老人福祉センター運営費（760 億円）〔老人福祉法〕
- ・ 民生委員活動事業（200 億円）〔民生委員法〕
- ・ 福祉事務所・児童相談所運営費（1,070 億円）〔社会福祉法・児童福祉法〕
- ・ 障害者支援施設運営費（570 億円）〔障害者自立支援法〕
- ・ 障害者自立支援事業（960 億円）〔障害者自立支援法〕等

2. 利用者のニーズを踏まえて全国的に広く実施され定着している事業等 約 1.2 兆円

(1) 医療（約 0.7 兆円）

- ・ 乳幼児・老人・障害者等医療費助成（6,450 億円）

(2) 介護・福祉等（約 0.5 兆円）

- ・ 幼稚園就園奨励費補助（260 億円）
- ・ 児童手当・児童扶養手当（1,050 億円）
- ・ 障害者福祉手当（840 億円）
- ・ 障害者交通費助成（260 億円）
- ・ 要援護・ひとり暮らし高齢者生活支援（390 億円）
- ・ 介護予防・家族介護用品支援（100 億円）等

3. その他 約 2.7 兆円

(1) 医療（約 1.0 兆円）

- ・ 新型インフルエンザ対策、難病患者支援等

(2) 介護・福祉等（約 1.7 兆円）

- 高齢者福祉関係（約 6,000 億円）
 - ・ 認知症高齢者支援事業、介護実習普及、高齢者安否確認事業等
- 障害者福祉・低所得者等対策関係（約 7,000 億円）
 - ・ リハビリテーションセンター運営費、身体障害者住宅改造助成等
- 少子化対策関係（約 4,000 億円）
 - ・ 家庭児童相談事業、里親事業、児童クラブ等促進事業等

【補論 2】地方普通会計決算と SNA ベースの地方政府データの関係について

国民経済計算の「政府諸機関の分類」では、地方政府に該当する機関は、地方普通会計（住宅事業・造林事業・公務員住宅賃貸を除く）、公営企業会計のうち下水道事業、その他会計のうち財産区・地方開発事業団・港務局、地方共同法人である日本下水道事業団、地方独立行政法人（公立大学法人等）の一部となっている。

SNAデータを用いた地方政府の支払・受取の金額データは、国民経済計算の「附表 6」に掲載されており、その時系列的な分析については、土居（2010）で行われている。また、制度会計データと SNA データの関係については、政府部門内の移転を中心に、本間ほか（1989）で分析が行われている。本補論では、これらの先行研究を参考にしつつ、SNA の支払・受取項目と、地方普通会計決算や下水道事業等との関係について考察する²⁹。

【受取項目】

(1) 生産・輸入品に課される税、所得・富等に課される経常税

SNA 推計手法解説書（内閣府（2007））によれば、「生産・輸入品に課される税」には、都道府県税のうち、地方消費税・事業税・不動産取得税・固定資産税（特例分）・自動車税の 1/2・鉱区税・道府県たばこ税・ゴルフ場利用税・法定外普通税・軽油引取税・自動車取得税の 1/2・旧法による税、市町村税のうち、固定資産税・軽自動車税の 1/2・鉱産税・特別土地保有税・市町村たばこ消費税・法定外普通税・都市計画税・事業所税・入湯税・水利地益税・旧法による税、税以外で交納付金・収益事業収入・発電水利使用料が該当する。

また、同じく内閣府（2007）によれば、「所得・富等に課される経常税」には、道府県民税・市町村民税（所得割、法人割、利子割、法人均等割、個人均等割）・狩猟者登録税・入猟税・自動車税の 1/2・自動車取得税の 1/2・軽自動車税の 1/2 が該当するとされている。

2007 年度及び 2008 年度について、これらの個別税目の税収額の合計と、SNA の「生産・輸入品に課される税」及び「所得・富等に課される経常税」のデータを比較したものが、【図 8】である。会計ベースの該当項目の金額の合計額が、SNA ベースの租税総額にほぼ一致している。

(2) 財産所得（受取）

財産所得（受取）は、利子と利子以外に区分されており、2008 年度の金額は、それぞれ 2,403 億円、5,967 億円である。同年の地方普通会計の財産運用収入は 2,904 億円であり、概ね利子収入に対応していると考えられる。利子以外は、その他収入の一部に対応すると考えられる。

²⁹ 制度会計データと SNA データの関係について、政府部門内の移転を中心に分析が行われている先行研究として、本間ほか（1989）を参考にしている。

(3) 経常移転（受取）

中央政府からの経常移転の2008年度の受取額（22兆3,817億円）は、地方普通会計の同年の歳入のうち、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、地方特別交付金と、国庫支出金のうち資本移転（公共事業費の補助負担金等）あるいは社会保障基金への移転（児童手当交付金）に計上されないものの合計と考えられる。

社会保障基金からの経常移転（2008年度403億円）は、年金特別会計や労働保険特別会計からの国庫補助負担金と考えられる。また、その他経常移転（2008年度1,027億円）は、寄付金等に相当するものと考えられる。

(4) 資本移転（受取）

中央政府からの資本移転の2008年度受取額（5兆7,858億円）は、公共事業費の補助負担金等と考えられる（また、2008年度までは、地方譲与税のうち、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税は、道路費用に充てることとされていたため、資本移転に該当したと考えられる）。

【支払項目】

(1) 補助金

補助金（2008年度1兆8,926億円）は、地方普通会計の補助費等の一部に該当すると考えられる。

(2) 財産所得（支払）

財産所得の支払は、利子と賃貸料に区分され、利子（2008年度3兆2,873億円）の金額は、地方普通会計の公債費のうちの利払費（2兆4,591億円）と、下水道事業会計の支払利息の金額（8,728億円）の合計に概ね対応する。また、賃貸料は、物件費の一部に含まれると考えられる。

(3) 社会扶助給付

社会扶助給付（2008年度6兆6,723億円）は、社会保障基金からの給付ではない社会給付で、一般的には現金による給付を指すとされているが、わが国では、一部に現物給付を含むものとされている。地方普通会計の性質別の「扶助費」（生活保護給付、障害者自立支援給付、児童扶養手当等）に相当するものと考えられるが、2008年度の扶助費決算額は8兆4,836億円であり、この中には社会扶助給付に含まれないものがあると考えられる。具体的には、児童手当・子ども手当（社会保障基金からの給付）、私立保育所への運営費補助（対家計非営利団体への経常移転等）が除かれるものと考えられる。

(4) 経常移転（支払）

中央政府への経常移転の2008年度の支払額（773億円）は、地方普通会計の「補助費等」のうちの国に対する支出金額（769億円）に概ね相当する³⁰。

社会保障基金への経常移転（8兆2,290億円）は、地方普通会計から、国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の各事業特別会計への繰入・補助に係る支出、基礎年金の公費負担等、児童手当・子ども手当に係る地方負担額を含むものと考えられる。

その他経常移転（支払）については、地方普通会計の補助費等の一部と考えられる。

(5) 政府最終消費支出

地方政府の政府最終消費支出（2008年度43兆4,015億円）は、地方政府の雇用者報酬、中間投入等³¹、固定資本減耗（2008年度13兆3,512億円）の合計金額から、商品・非商品販売を控除した金額である。

商品・非商品販売は、一般政府の総額（2008年度5兆5,366億円）のみしかSNAデータでは示されていないが、中央政府の商品・非商品販売の金額の推計値³²を全体から差し引いた金額を地方政府の金額と考えれば、地方政府の雇用者報酬と中間投入等の合計額を推計できる。

地方政府の雇用者報酬は、地方普通会計と下水道事業会計の人件費のほぼ全額（年金公費負担を除く）に相当すると考えられ、中間投入等は、地方普通会計及び下水道事業会計の物件費、維持補修費の一部に相当すると考えられる。

(6) 投資

地方政府の総固定資本形成（2008年度10兆8,247億円）は、普通会計分（8兆9,114億円）と非企業特別会計分（1兆9,133億円）に区分され、非企業特別会計分は、下水道事業の建設改良費に概ね相当する。普通会計分は、地方普通会計の「普通建設事業費」「災害復旧事業費」「失業対策事業費」の合計から、諸団体への補助金、造林、住宅分を除いた金額と、用地取得費を除いた金額に概ね対応している。

地方政府の土地の購入（純）（2008年度1兆6,641億円）は、地方普通会計の用地取得費（諸団体への補助金、造林、住宅分を除いた事業費の割合）に概ね対応すると考えられる。

(7) 資本移転（支払）

中央政府への資本移転の支払額は、国の直轄事業負担金の金額に概ね一致している。その他の資本移転の支払額（2008年度1兆8,356億円）は、地方普通会計の「普通建設事業費」「災害復旧事業費」「失業対策事業費」の合計のうち、諸団体への補助金、造林、住宅分と、

³⁰ 内閣府（2007）のP108を参照。

³¹ 中間投入、生産・輸入品に課される税、現物社会給付等（現物社会給付を除く）の合計。

³² 国の一般会計・特別会計の歳入決算額、国立大学法人の決算から、性質上、商品・非商品販売に相当すると考えられる項目の金額を抜き出して合計した金額（1兆2,485億円）。

補助費等・繰出金の一部に相当するものと考えられる。

● 「物件費・補助費等」「使用料・手数料等」と SNA 各項目との対応関係

地方普通会計の 2008 年度の歳出純計額（89 兆 6,914 億円）から、SNA の個別の支払項目との対応が明らかである歳出額³³を除いた金額（本論のモデルで、「物件費・補助費等」と定義される金額）は、2008 年度で 15 兆 9,540 億円である。

この一部に相当すると考えられる SNA の支払項目については、各項目の金額の「物件費・補助費等」に対する 2008 年度における比率を用いて、モデルの中で将来の金額を推計する。それぞれの項目に用いる比率は、「補助金」が 12.1%、「賃貸料」が 1.3%、「政府最終消費支出」が 62.0%、「資本移転（支払）」が 2.6%である（経常移転（支払）を残差とする）。

また、2008 年度の歳入純計額（92 兆 2,134 億円）から、SNA の個別の受取項目との対応が明らかである歳入額³⁴を除いた金額（本論のモデルで「使用料・手数料等」と定義される金額）は、2008 年度で 5 兆 0,398 億円である。

この一部に相当すると考えられる SNA の受取項目については、各項目の金額の「使用料・手数料等」に対する 2008 年度における比率を用いて、モデルの中で将来の金額を推計する。それぞれの項目に用いる比率は、「生産・輸入品に課される税のうち地方税収以外」が 10.3%、「財産所得（受取）の利子以外」が 11.8%、「経常移転（受取）」が 2.0%、「資本移転（受取）」が 15.2%である（商品・非商品販売を残差とする）。

³³ 人件費、扶助費、投資的経費（普通建設事業費・災害復旧事業費・失業対策事業費）、公債費、貸付金、投資・出資金、積立金、前年度繰上充用金、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険事業への繰入れ・補助が該当する。

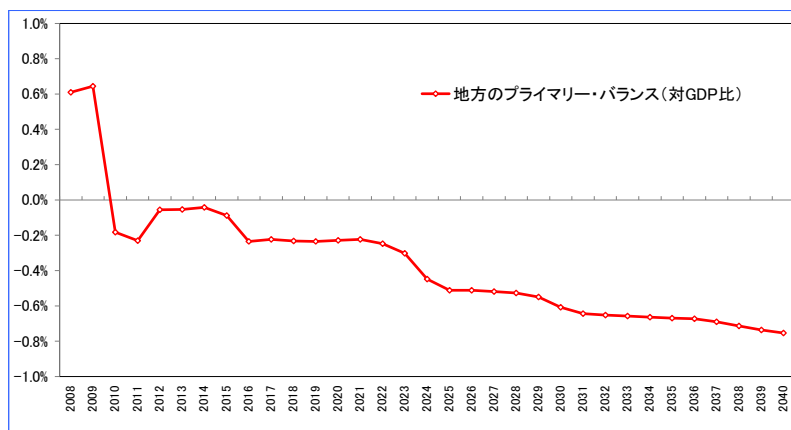
³⁴ 地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等、国庫支出金、財産運用収入、地方債、貸付金元本返済収入、積立金取り崩し、繰越金が該当する。

(参考文献)

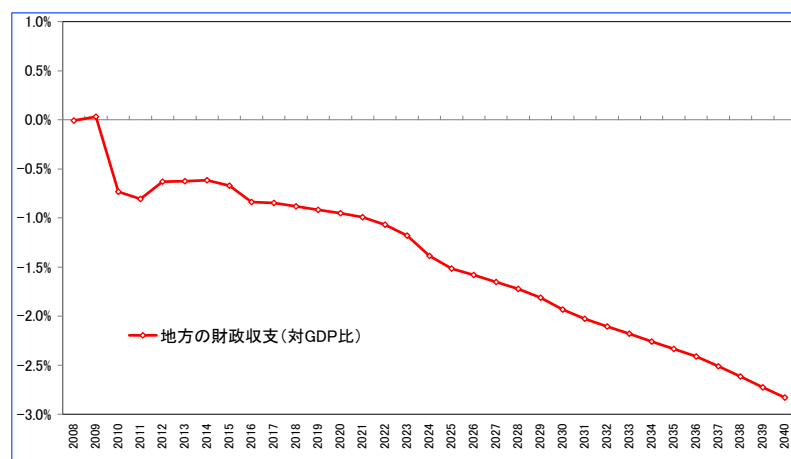
- 足立伸 (2006) 「地方交付税法の運用の実態について—地方交付税をめぐる誤解とその背景—」, PRI Discussion Paper Series No.06A-07, 財務省財務総合政策研究所.
- 上田淳二・石川大輔・筒井忠 (2010) 「法人税の税収変動要因と構造的な税収調達能力の分析」, KIER Discussion Paper No.0906, 京都大学経済研究所.
- 上田淳二・筒井忠 (2010a) 「子どもの数の減少による財政支出への影響に関する定量的シミュレーション」, KIER Discussion Paper No.1010, 京都大学経済研究所.
- 上田淳二・筒井忠 (2010b) 「介護保険・生活保護・労働保険・子ども手当の将来推計」, 『経済・財政政策の相互関係の定量的分析手法の確立とシミュレーションの実施研究報告書』第5章, 京都大学経済研究所・財務省財務総合政策研究所.
- 上田淳二・寺地祐介・森田茂伸 (2010) 「公的年金とマクロ経済・財政の相互関係分析のためのモデル構築」, KIER Discussion Paper No.1008, 京都大学経済研究所.
- 上田淳二・堀内義裕・森田健作 (2010) 「医療費及び医療財政の将来推計」, KIER Discussion Paper No.0907, 京都大学経済研究所.
- 厚生労働省 (2009) 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成 21 年財政検証結果」, 2009 年 2 月.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2009) 「平成 19 年度社会保障給付費」.
- 滝本純生 (2010) 「地方税の現状と課題」, 『租税研究』, 2010 年 8 月.
- 土居丈朗 (2010) 「バブル・デフレ期の地方財政—財政赤字と地域間格差」, 井堀利宏編『財政政策と社会保障』, 慶應義塾大学出版会.
- 内閣府 (2007) 「SNA 推計手法解説書」, 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部.
- 内閣府 (2010) 「経済財政モデル (2010 年度版)」, 2010 年 8 月,
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/econome.html>, 2010 年 8 月 31 日ダウンロード.
- 内閣府 (2010) 「経済財政の中長期試算」, 2010 年 6 月,
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/econome/h22chuuchouki.pdf>, 2010 年 8 月 26 日ダウンロード.
- 原田泰・取越達哉 (2006) 「地方財政はなぜ改善したのか」, 大和総研, エコノミスト情報, 2006 年 5 月 30 日.
- 本間正明ほか (1989) 「調査資料: 新 SNA と制度会計」, 『フィナンシャル・レビュー』第 9 号, 大蔵省財政金融研究所.

【図1】 ベースラインのシミュレーション結果（「慎重シナリオ」）

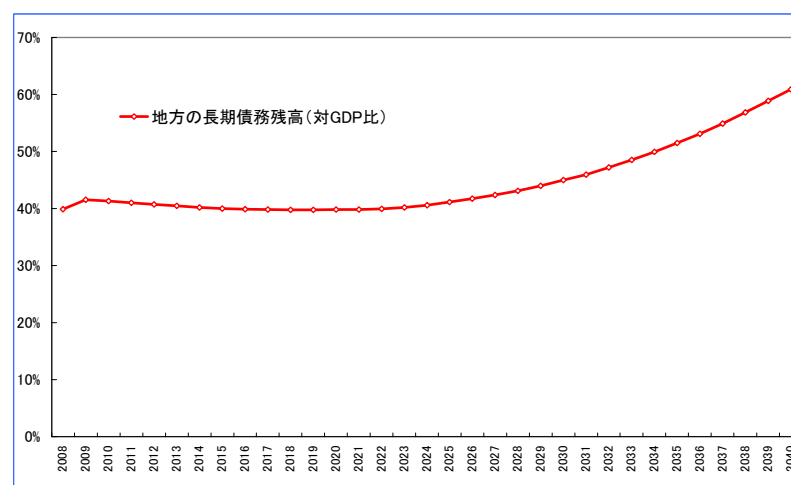
○プライマリー・バランス(慎重シナリオベースライン)



○財政収支(慎重シナリオベースライン)

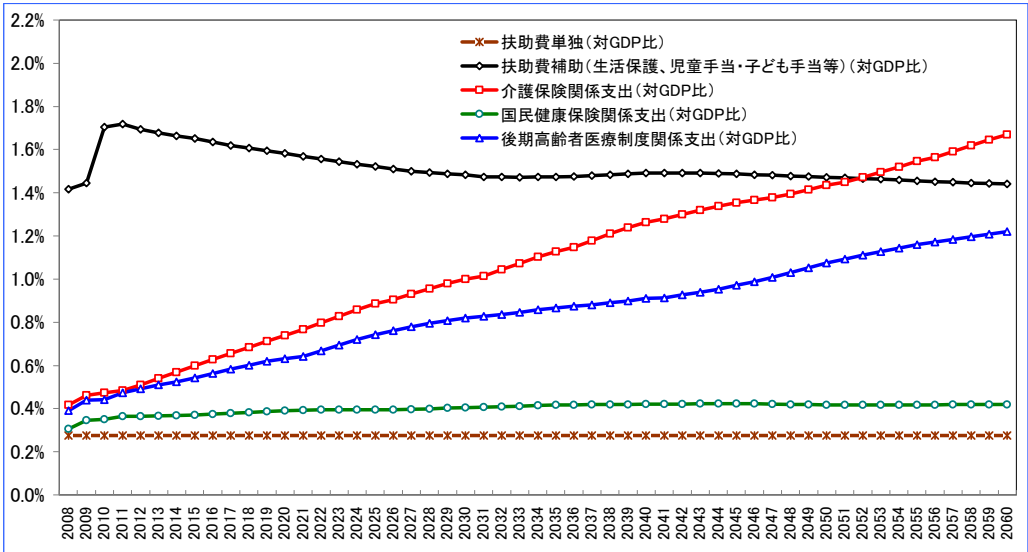
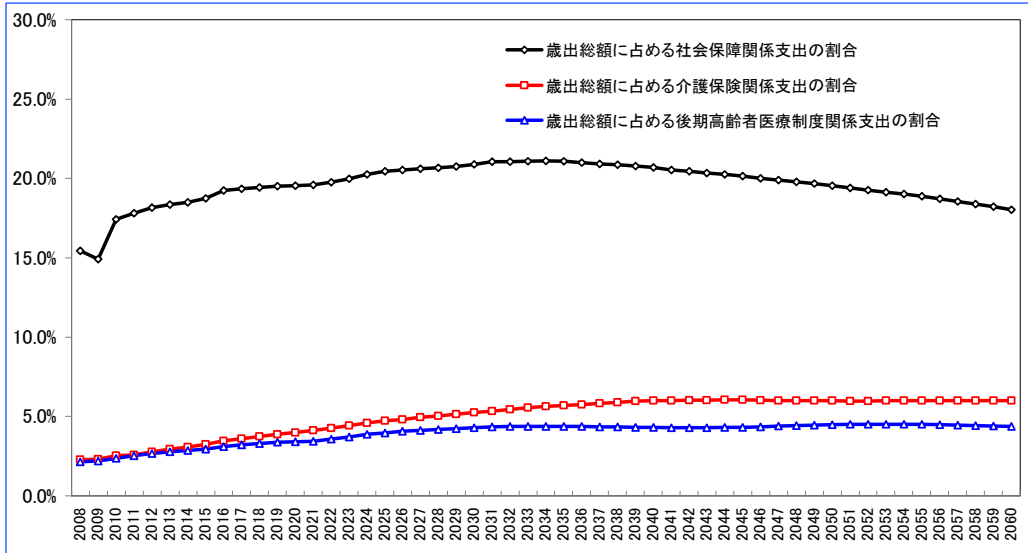


○債務残高(慎重シナリオベースライン)



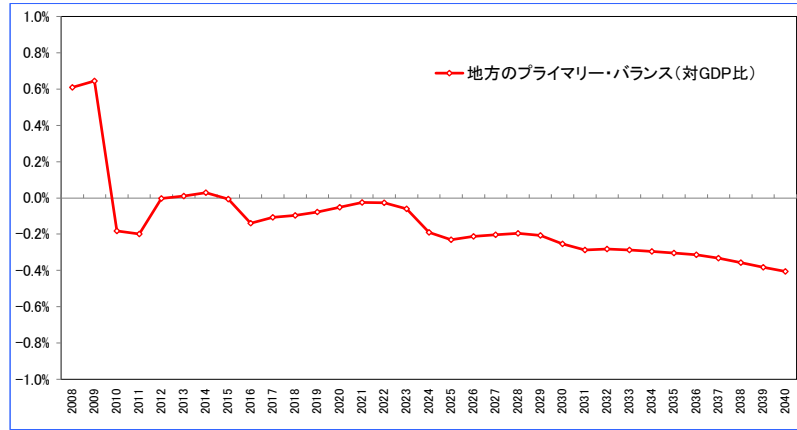
【図2】社会保障関係支出（対GDP比）のシミュレーション結果

○社会保障関係支出(慎重シナリオベースライン)

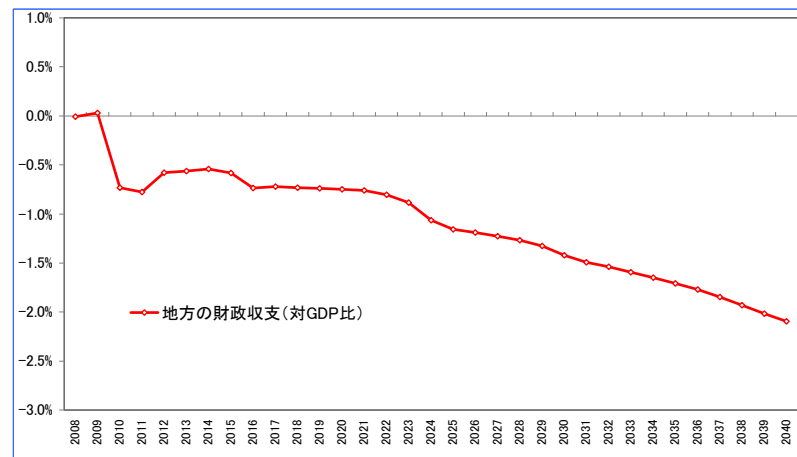


【図3】歳出抑制 A シナリオのシミュレーション結果（慎重シナリオ）

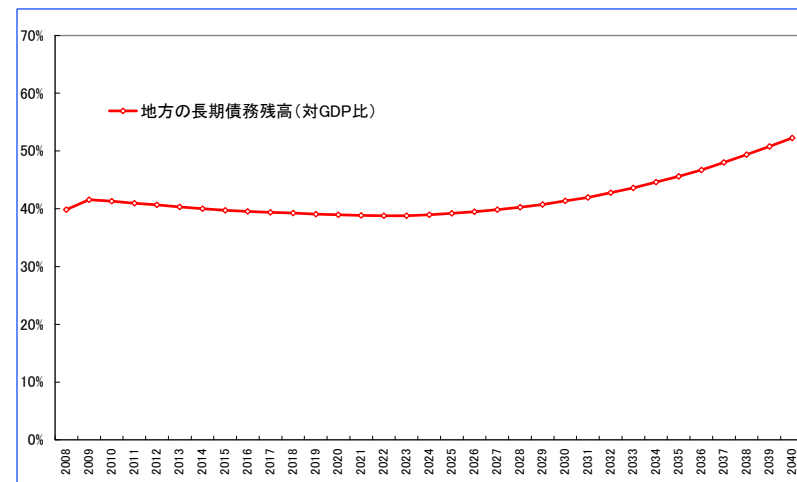
○プライマリー・バランス(慎重シナリオA)



○財政収支(慎重シナリオA)

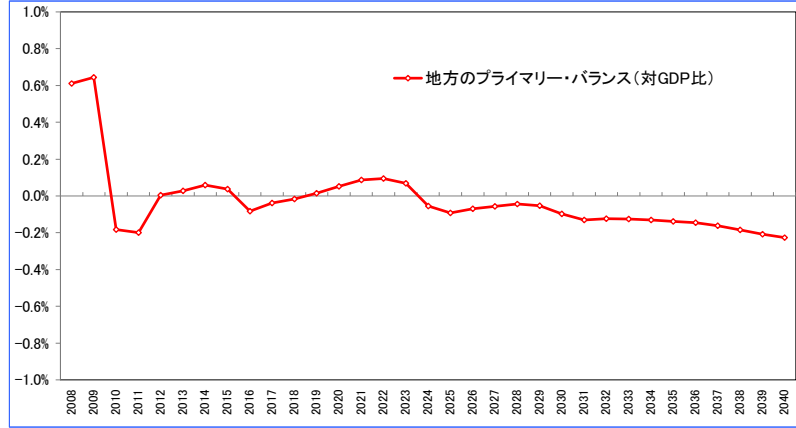


○債務残高(慎重シナリオA)

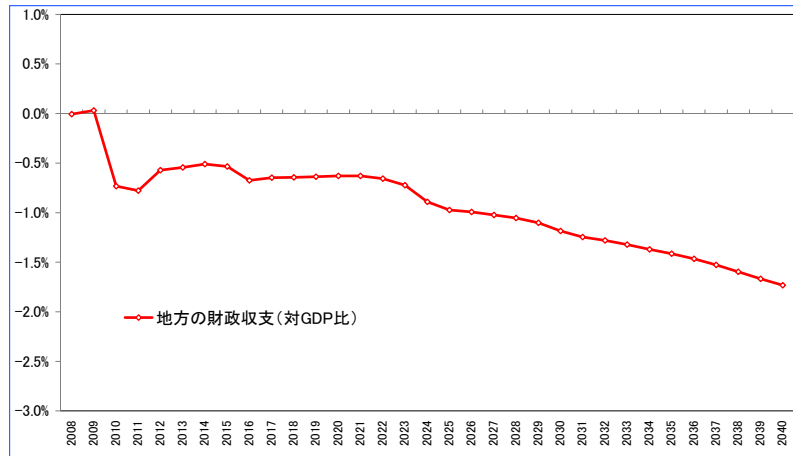


【図4】歳出抑制 B シナリオのシミュレーション結果（慎重シナリオ）

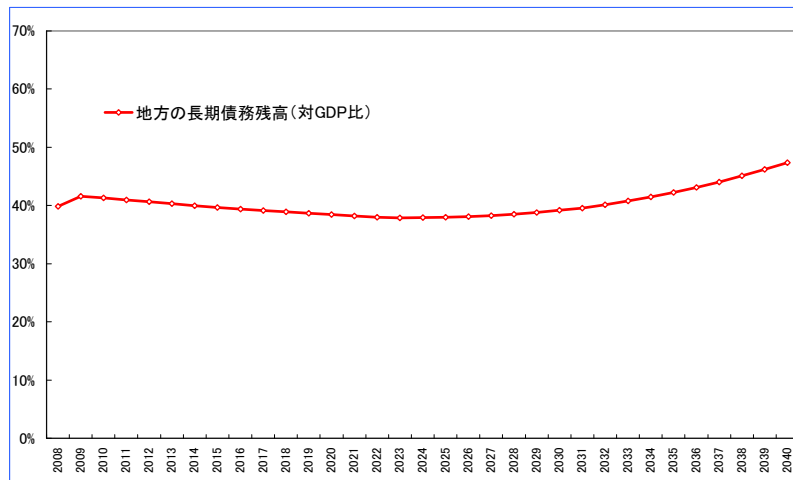
○プライマリー・バランス(慎重シナリオB)



○財政収支(慎重シナリオB)

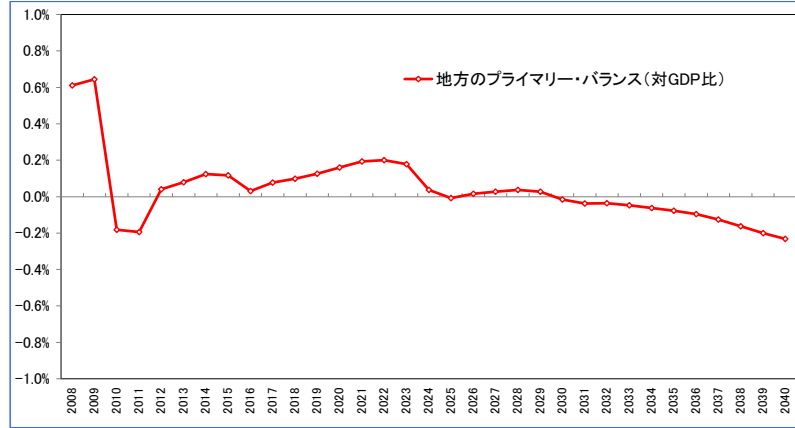


○債務残高(慎重シナリオB)

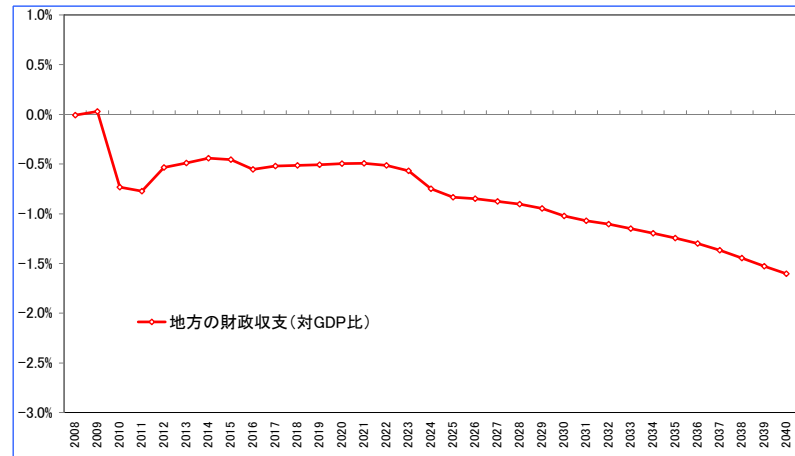


【図5】歳出抑制 C シナリオのシミュレーション結果（慎重シナリオ）

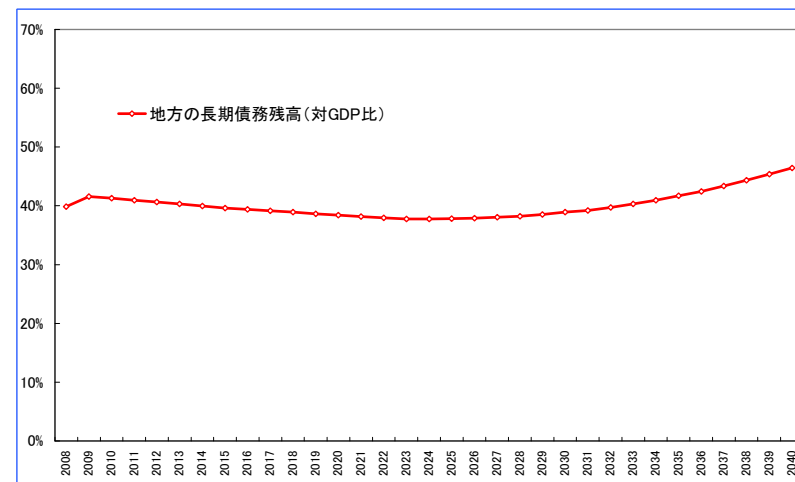
○プライマリー・バランス(慎重シナリオ)



○財政収支(慎重シナリオ)

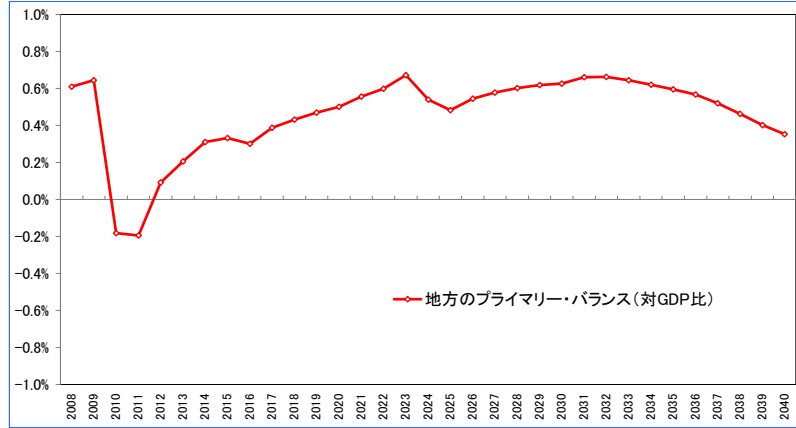


○債務残高(慎重シナリオ)

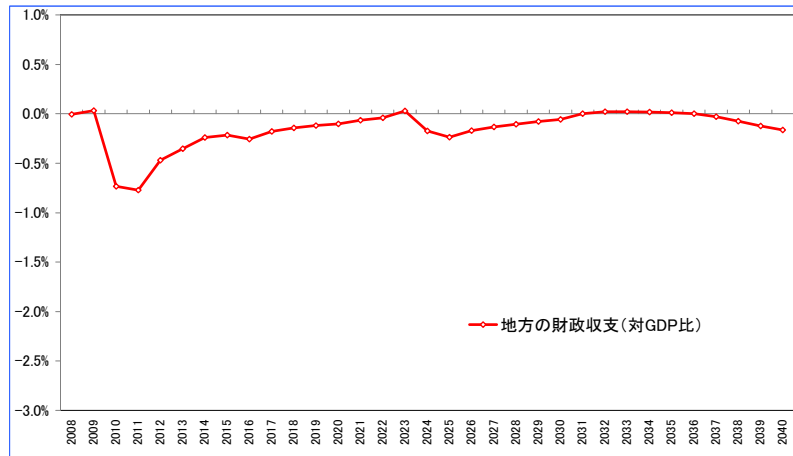


【図6】歳出抑制Cシナリオのシミュレーション結果（成長シナリオ）

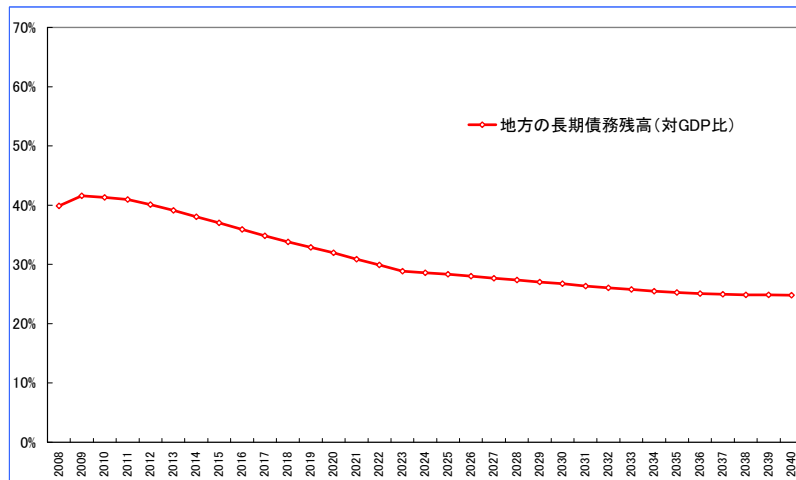
○プライマリー・バランス(成長シナリオC)



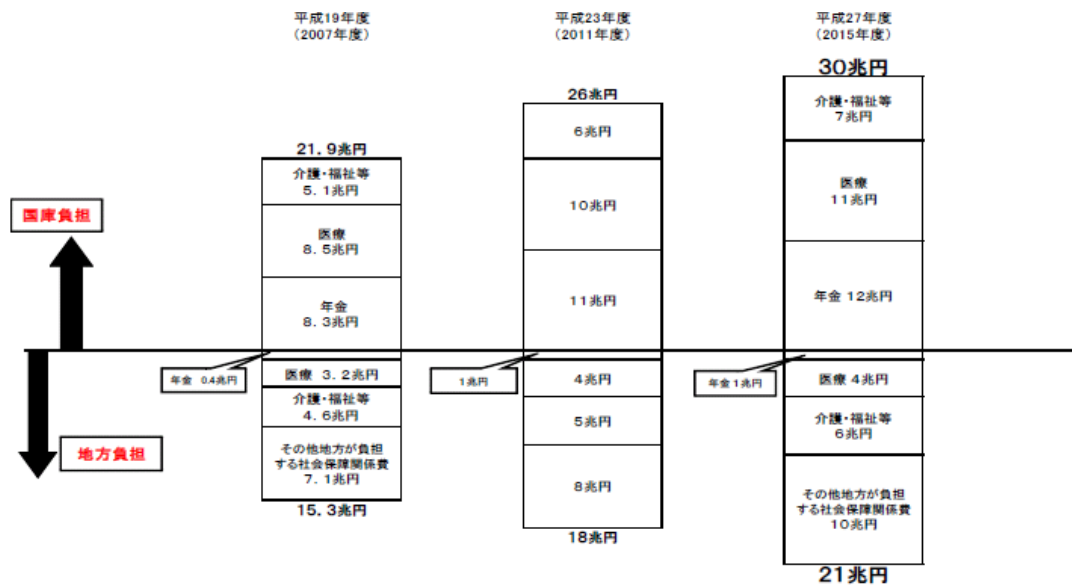
○財政収支(成長シナリオC)



○債務残高(成長シナリオC)



【図7】 社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計



※ 平成19年度の「年金」、「医療」、「介護・福祉等」は予算ベース、同年度の「その他地方が負担する社会保障関係費」は、地方公共団体に対する調査(決算速報ベース)に基づいて推計。
 ※ 平成20年10月時点の推計。その後の調査により、数値に異動が生じる場合がある。

(出所) 2008年12月9日 経済財政諮問会議 鳩山議員提出資料「社会保障と地方税制」

【図8】SNA 地方政府の税収と地方普通会計の税収の比較

(単位:10億円)

	2007年度	2008年度
生産・輸入品に課される税(地方政府)SNA実績値	23,119.5	22,532.2
生産・輸入品に課される税(地方政府)推計値	23,086.9	22,506.4
事業税	5,826.1	5,419.4
地方消費税	2,569.2	2,474.1
固定資産税	8,728.9	8,876.3
その他地方税収	6,619.7	6,353.1
狩猟税控除	-2.2	-2.1
自動車税1/2控除	-858.7	-840.4
軽自動車税1/2控除	-81.8	-84.4
自動車取得税1/2控除	-212.4	-183.2
収益事業収入	465.4	460.8
発電水利使用料	32.7	32.7
生産・輸入品に課される税(地方政府)差分	32.6	25.8

	2007年度	2008年度
所得・富等に課される経常税(地方政府)SNA実績値	17,678.0	17,543.7
所得・富等に課される経常税(地方政府)推計値	17,678.0	17,545.6
個人住民税	12,324.7	12,620.2
法人住民税	4,198.2	3,815.4
狩猟者登録税	0.0	0.0
狩猟税	2.2	2.1
自動車税1/2	858.7	840.4
軽自動車税1/2	81.8	84.4
自動車取得税1/2	212.4	183.2
所得・富等に課される経常税(地方政府)差分	0.0	-1.9